

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

2025年3月5日提出

【発行者名】

アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役 藤川 克己

【本店の所在の場所】

東京都港区東新橋一丁目9番2号

【事務連絡者氏名】

石津 有希

【電話番号】

050-4561-2573

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算
型
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算
型（為替ヘッジあり）
アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型
（為替ヘッジあり）

2025年3月6日付でファンドの名称を以下の通り変更します。

アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 年
2回決算型（為替ヘッジなし）
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 毎
月決算型（為替ヘッジなし）（予想分配金提示型）
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 年
2回決算型（為替ヘッジあり）
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 毎
月決算型（為替ヘッジあり）（予想分配金提示型）

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】
【縦覧に供する場所】

各ファンドにつき
継続募集額 上限 3,000億円
該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年２回決算型
 アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型
 アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年２回決算型（為替ヘッジあり）
 アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

2025年3月6日付でファンドの名称を以下の通り変更します。

アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド
 年２回決算型（為替ヘッジなし）
 アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド
 毎月決算型（為替ヘッジなし）（予想分配金提示型）
 アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド
 年２回決算型（為替ヘッジあり）
 アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド
 毎月決算型（為替ヘッジあり）（予想分配金提示型）

正式名称のほかに、愛称および略称で記載する場合があります。

正式名称	愛称	略称		
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 年2回決算型(為替ヘッジなし)	サステナブル・ ギフト	年2回決算型	為替ヘッジ なし	—
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 毎月決算型(為替ヘッジなし)(予想分配金提示型)		毎月決算型		予想分配金 提示型
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 年2回決算型(為替ヘッジあり)		年2回決算型	為替ヘッジ あり	—
アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 毎月決算型(為替ヘッジあり)(予想分配金提示型)		毎月決算型		予想分配金 提示型

上記を総称して「アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、愛称や略称は組合わせて表示する場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】**発行価格**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社（販売会社については「(12) その他」のお問合せ先にご照会ください。）または委託会社にお問合せください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託の取得のお申込みを行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンド間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2025年3月6日から2025年9月5日まで

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合はお申込みの受付はできません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他」の照会先までご照会ください。

* お取扱いファンドおよび分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社

にお問合せください。)までに取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(1 0) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、持続可能な社会の実現に貢献が期待される世界各国の企業の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信 / 内外 / 株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
	海外	
追加型		
	内外	

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <年2回決算型> 年2回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) <毎月決算型> 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ	<為替ヘッジあり> あり () <為替ヘッジなし> なし
不動産投信		アフリカ 中近東(中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ()	エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

2024年10月22日の書面決議の結果を受け、主要投資対象とする外国籍投資信託の入替を2025年3月6日より順次行ってまいります。
以下は、外国籍投資信託の入替が完了したことを前提に記載しております。

このファンドはESG投信*です。

※ESG投信とは、ESG（環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもの）を投資対象選定の主要な要素としているファンドです。ESG投信の定義については、委託会社のホームページにある「アムンディ・ジャパンの提供するESGファンドについて」をご確認ください。
https://www.amundi.co.jp/esg/esg_funds



1 米国有数の独立系運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社（以下、ファースト・イーグル・インベストメンツ）が運用する「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド（以下、ファースト・イーグルSVF）」へ主に投資します。

- 主として米ドル建のルクセンブルク籍の会社型投資信託「ファースト・イーグルSVF」と円建の国内籍の投資信託である「CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)」に投資します。世界の株式等への投資は「ファースト・イーグルSVF」を通じて行います。
- 「ファースト・イーグルSVF」の運用は、ファースト・イーグル・インベストメンツのグローバル・バリュー・チームが行います。

2 主に、持続可能な社会の実現に貢献が期待され、かつ、割安と判断される世界の企業の株式等に実質的に投資し、米ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 持続可能な社会の実現に貢献が期待される世界各国（エマージング地域にも投資することがあります。）の企業の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- 特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- 投資先の「ファースト・イーグルSVF」において米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。
- 「ファースト・イーグルSVF」においては、ユニバース構築ならびに銘柄選択において、アムンディのESG評価を活用し、ポートフォリオにおけるサステナブル投資比率を51%以上に維持します。

アムンディのESG評価

委託会社の親会社であるアムンディで開発された独自の分析手法に基づく企業のESGレーティングです。環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)について38の評価項目*が採用されています。ESGアナリストがセクター毎の重要性の違いを反映し評価項目のウエイトを定め、セクター内でそれぞれの項目を比較評価するうえで適切なデータとベンダーを特定します。これらのデータを加重し組み合わせるうえで、7段階(A～G)のESGレーティングが企業の持続的な成長性を判断するための評価軸として算定されます。世界各国の20,000以上(2024年11月時点)の発行体にアムンディのESG評価を行っています。

「（ご参考）アムンディのESG評価項目」をご参照ください。

アムンディの定義する「サステナブル投資」

良好なガバナンス(G)のもとで、長期的に持続可能な環境(E)ないし社会(S)の実現という目的につながる事業活動を、他に重大な悪影響を与えることなく行う企業への投資を目指すものです。アムンディの分析フレームワークでE、S、Gそれぞれの評価を構成する要素のうち、一定項目について設けられた水準を超える企業が対象となります。なお、ポートフォリオにおける当該企業への投資比率を「サステナブル投資比率」といいます。

(ご参考)アムンディのESG評価項目

	環境	社会	ガバナンス
全セクター共通	- 温室効果ガス排出量およびエネルギー効率 - 水資源管理 - 生物多様性・環境汚染 - サプライチェーンにおける環境配慮	- 職場の安全・衛生管理 - 人的資本管理・労働慣行 - 労使関係 - サプライチェーンにおける人権や労働慣行等への配慮 - 顧客・製品責任 - 地域社会への貢献と人権	- 取締役会の構成 - 監査と内部統制 - 役員報酬 - 株主権の保護 - 企業倫理 - 税務慣行 - ESG統合経営
セクター固有	- 再生可能エネルギー - 環境対応率 - 化学製造プロセスにおける環境負荷削減 - 持続可能な建築 - 責任ある森林資源管理 - 紙リサイクル - グリーン投融資 - グリーン保険 - グリーン事業 - 包装・エコデザイン	- 製品開発過程における生命倫理 - 責任あるマーケティング - 健康志向の製品 - タバコに関連するリスク - 車輛の安全性 - 乗客の安全 - 責任あるメディア - データセキュリティとプライバシー - 情報格差への対応 - 医療へのアクセス - 金融サービスへのアクセス	

(出所)アムンディ グローバル責任投資方針より抜粋。2024年9月現在。

3 「毎月決算型」は、基準価額水準に応じた予想分配金を開示する「予想分配金提示型」です。毎計算期末の5営業日前の基準価額に応じた分配を目指します。

毎月決算型の予想分配金

毎計算期末の5営業日前の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上 12,000円未満	100円
12,000円以上 13,000円未満	200円
13,000円以上 14,000円未満	300円
14,000円以上 15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

* 分配金額は、基準価額に応じて算出されるものであり、毎月変動します。

* 基準価額が上記水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配金が継続されるというものではありません。

* 分配金の支払いにより基準価額は下落します。これにより次期以降の分配金額に影響を与える場合があります。また、一定水準の分配金額を保証するものではありません。

* 計算期間内に基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市況動向等によっては、委託会社の判断により上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

資金動向および市況動向等によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

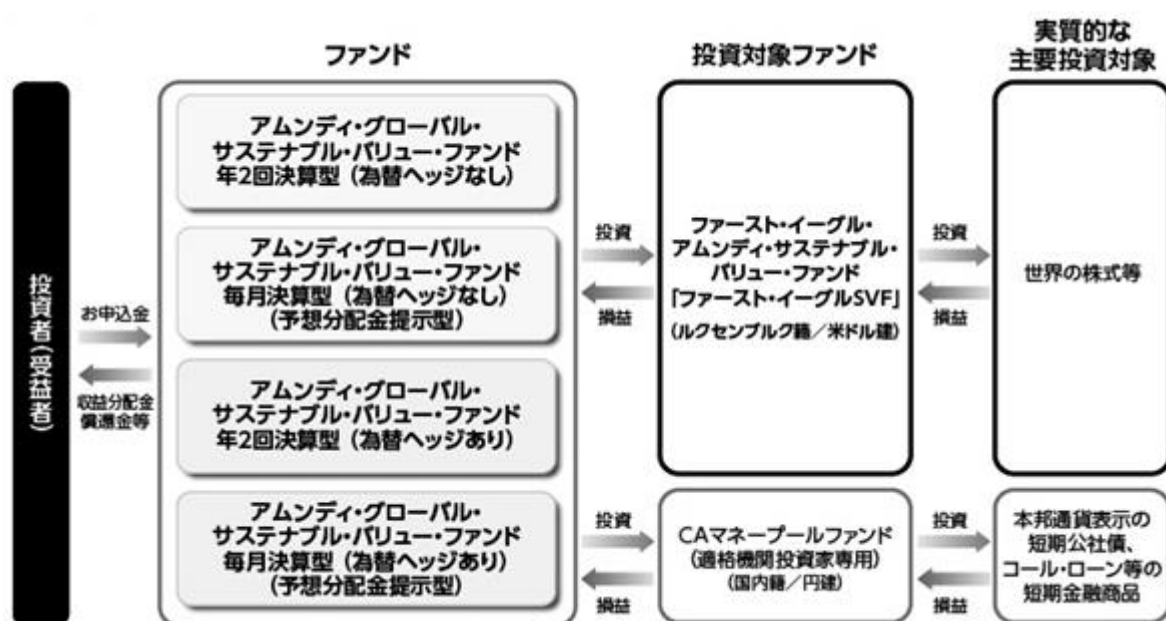
- 2014年7月31日 <為替ヘッジなし> 投資信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
 2017年6月7日 <為替ヘッジあり> 投資信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
 2025年3月6日 運用の基本方針を一部変更し、ファンド名称を「アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド」から「アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

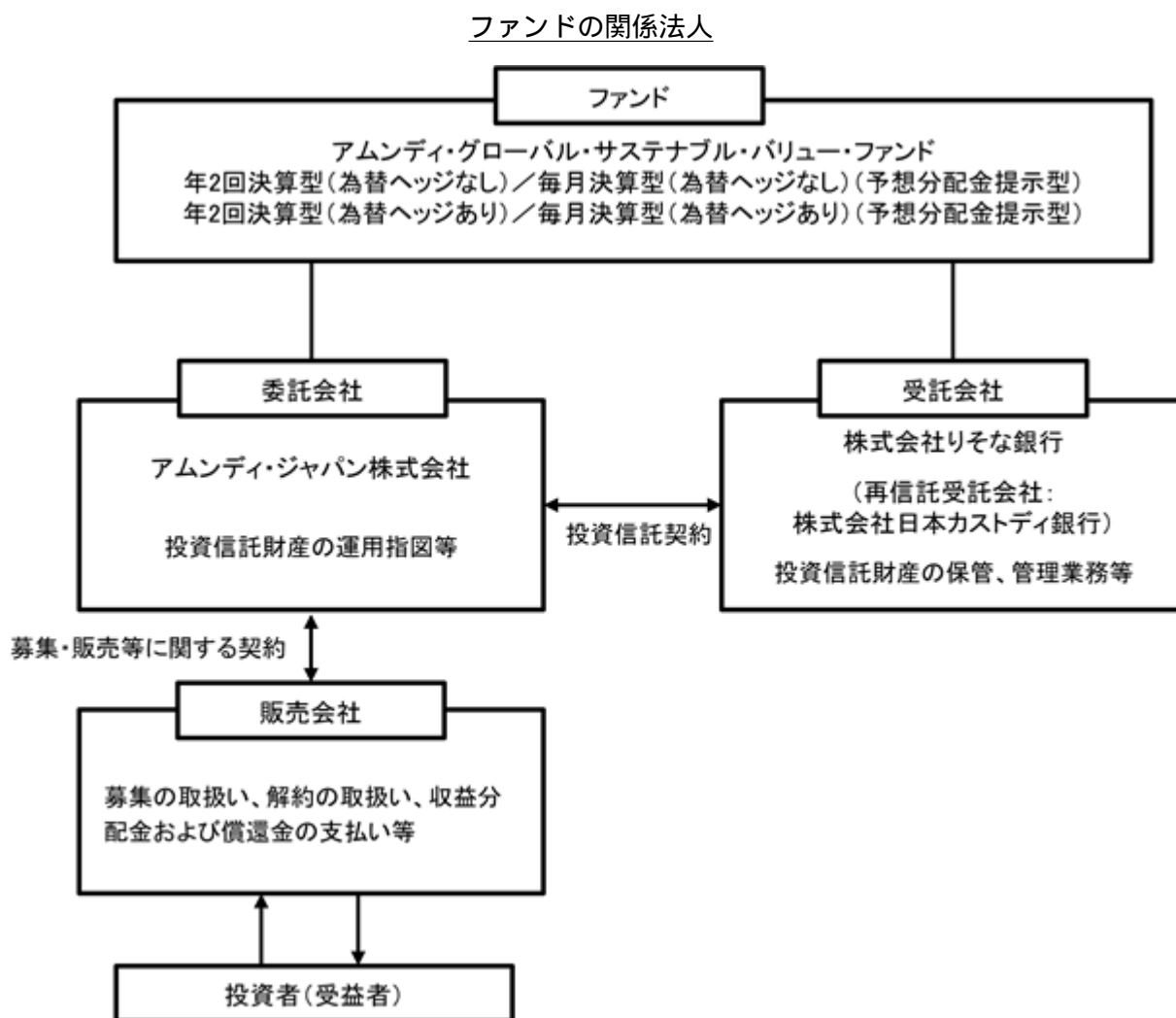
ファンドの仕組み

ファンドは複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託証券）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

「年2回決算型」と「毎月決算型」があります。それぞれについて「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」があり、合計で4ファンドあります。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（１）【投資方針】

運用方針

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- （イ）投資信託証券への投資を通じて、持続可能な社会の実現に貢献が期待される世界各国の企業の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ロ）運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- （ハ）投資対象の投資信託証券は、「別に定める投資信託証券」に規定された投資信託証券に限るものとします。
- （ニ）投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

<為替ヘッジなし>

- （ホ）組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<為替ヘッジあり>

- （ホ）原則として外貨建資産の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- （ヘ）組入投資信託証券においてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

- １．ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド
- ２．CAMマネープールファンド（適格機関投資家専用）

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

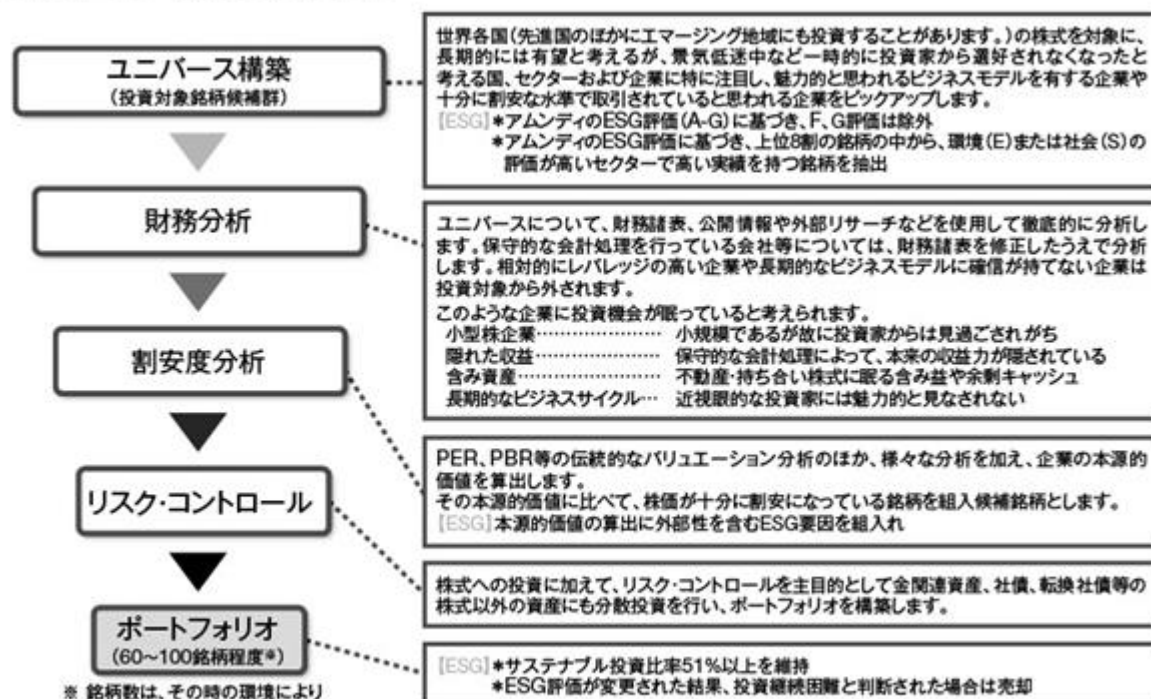
委託会社は、アムンディ内外で運用される持続可能な社会の実現に貢献が期待される世界各国の企業の株式等を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

- １．投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
- ２．投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
- ３．投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
- ４．各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

運用プロセス

ファンドの投資対象であるファースト・イーグルSVFの運用プロセスは、アムンディのESG評価を活用し、主に以下の4つで構成されています。



* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

< 為替ヘッジなし >

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資法人「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュエーション・ファンド」の投資証券、国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

- 4．投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4．の証券および5．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

<為替ヘッジあり>

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資法人「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」の投資証券、国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 7．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4．の証券および5．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

<為替ヘッジなし>

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．コール・ローン
- 3．手形割引市場において売買される手形
- 4．外国の者に対する権利で3．の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<為替ヘッジあり>

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

追加的記載事項

主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国籍投資信託	
ファンド名	ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド*
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託(米ドル建)
投資方針	●世界中の様々な証券に投資することで長期的な資産の成長と、持続的な社会の実現や環境に与える負荷の削減を目指します。 ●時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。ただし、原則として、化石エネルギー、(非再生可能資源を使用する)公共企業、タバコ、核兵器に関する証券には投資しません。 ●ポートフォリオにおける持続的な社会の実現に貢献している企業の比率を51%以上に維持します。 ●運用プロセスは、発行体の財務内容のファンダメンタル分析、市場の見通し等に基づきます。
投資顧問会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

※2025年5月までに、ファンドの名称が「ファースト・イーグル・アムンディ・レジリエント・エクイティ・ファンド（ファースト・イーグル REF）」に変更される予定です。

国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍／契約型投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

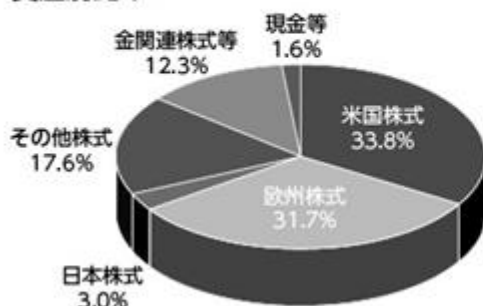
(追加的記載事項)

ファースト・イーグルSVF※のポートフォリオ(2024年12月末現在)

※ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド(主要投資対象ファンド)

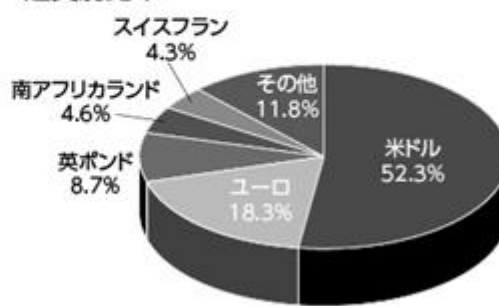
資産別・通貨別比率

資産別比率



*比率は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 *比率は、ファースト・イーグルSVFの純資産総額に対する評価金額の割合です。
 *金ETCは金関連株式等に含まれます。
 *現金等には短期国債等を含む場合があります。

通貨別比率



*比率は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 *比率は、ファースト・イーグルSVFの純資産総額に対する評価金額の割合です。

組入上位10銘柄

組入銘柄数：62銘柄

順位	銘柄名	国名	比率	概要
1	Amundi Physical Gold ETC	アイルランド	8.06%	金ETC(Exchange Traded Commodity)。金の現物を担保とする上場債券。金現物取引価格との連動を目指す。
2	ナスパース	南アフリカ	4.57%	世界的な消費者向けインターネットグループ。インターネット・メディア企業に投資する。フードデリバリー、教育テクノロジーに関する事業等を手がける。中国の大手インターネット企業テンセントも傘下。
3	アルファベット	米国	4.48%	持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウェア・アプリケーション、消費者コンテンツ、業務用ソリューション、eコマース、ハードウェア製品等を提供する。
4	ウィートン・プレシラス・メタルズ	カナダ	4.22%	世界各地の鉱業会社(稼働中の鉱山や開発プロジェクト)とストリーミング契約(鉱山の将来的な金や銀の生産量の一部を固定価格で購入する条件で代金を前払いする契約)を結ぶ世界有数の貴金属ストリーミング企業。
5	セールスフォース	米国	3.70%	顧客管理システムを世界的に提供している。15万社以上が利用。AIも活用しながら、データの統合や営業活動支援、顧客満足度の向上、業務の改善、効率化に貢献。
6	サムスン	韓国	3.55%	半導体や家電、スマートフォンなどで世界を牽引、70か国以上に進出。家電など完成品を扱うDX部門と半導体等を扱うDS部門を擁する。売上高は韓国以外が大半を占め、DX部門が牽引。
7	エレバンスヘルス	米国	3.42%	米大手医療保険会社。提携するヘルスケアプランを通じて、生命保険や傷害保険、介護保険、歯科、眼科などの医療保険・専門保険や、関連する商品・サービスを幅広く提供。
8	ヘイリオン	英国	3.09%	グラクソ・スミスクライン社から事業分離し、消費者向け医薬品・ヘルスケア製品メーカーとして2022年に独立。シュミテクトやポリデントなどの口腔ケア製品他を手がける。
9	HCAヘルスケア	米国	3.04%	HCAヘルスケアは主に米国で病院、救急医療センター、診療所などの医療施設および関連する医療サービスを運営・提供。英国でもいくつかの病院を運営している。
10	シンドラー・ホールディング	スイス	2.89%	エレベーター、エスカレーター、動く歩道などを世界で製造、設置。製品の利用先は、空港、地下鉄、鉄道ターミナル、ショッピングセンター、クルーズ船、ホテル、オフィスビルなど。メンテナンスも手掛ける。

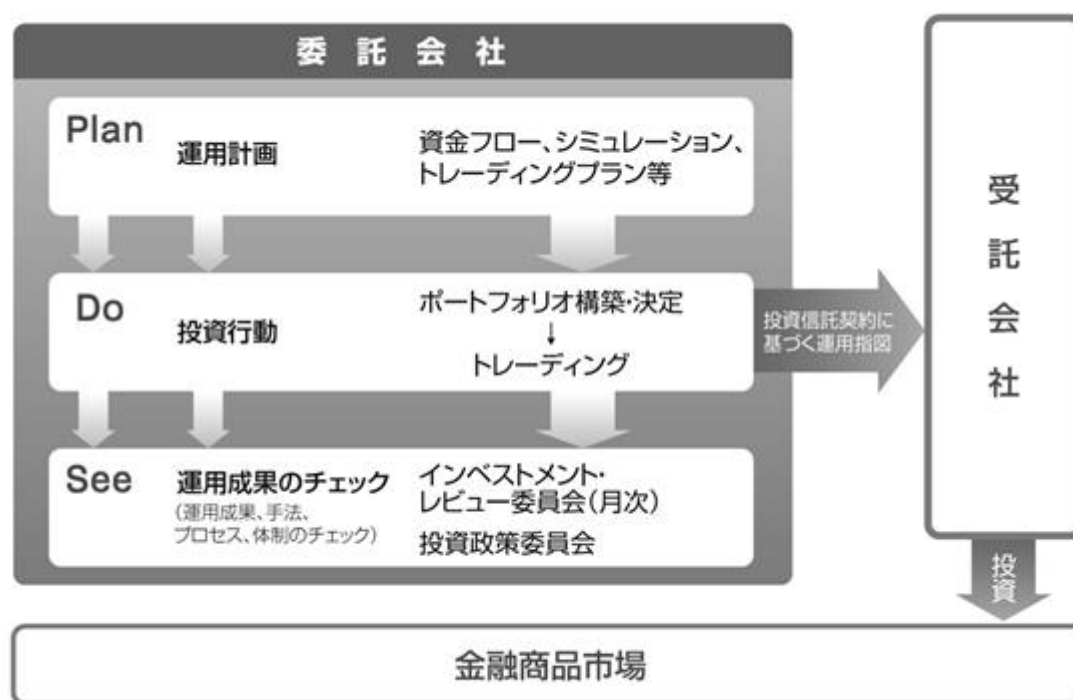
*比率は、ファースト・イーグルSVFの純資産総額に対する評価金額の割合です。
 *記載されている個別の企業については、その企業が発行する有価証券等の売買を推奨するものではありません。
 出所：アムンディ・アセットマネジメントのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネジャーは投資対象である投資信託証券の買付、および組入れを高位に保つことを指図します。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

< 年２回決算型 >

毎決算時（原則として毎年６月と１２月の各５日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 毎月決算型 >

毎決算時（原則として毎月５日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

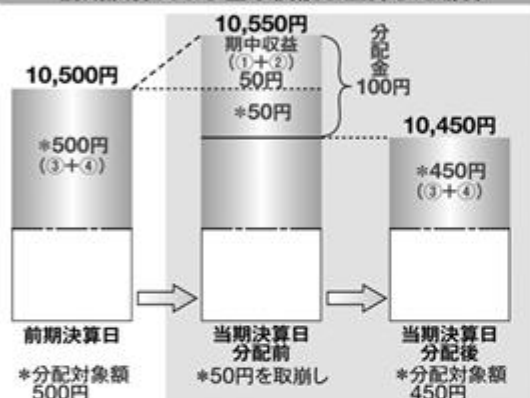
投資信託で分配金が支払われるイメージ



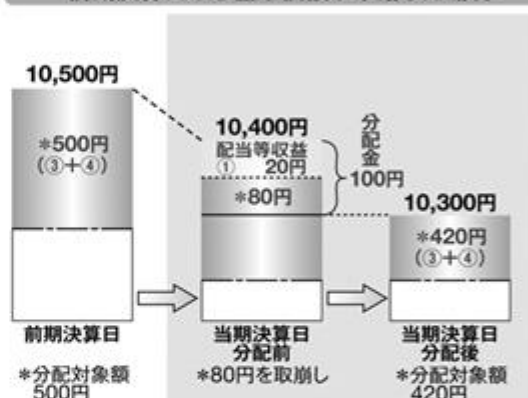
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

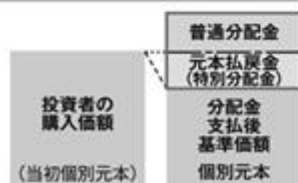


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

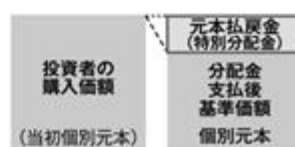
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

() 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

() 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとし、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

- 1) 株式への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。また、取引・税制に新たな規制が突然設けられた場合、運用方針に沿った運用ができなくなることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

一般的に外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、実質的に投資している外貨建資産の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

ファンドが主要投資対象とする「ファースト・イーグルSVF」では、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。当該現地通貨が米ドルに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。

<為替ヘッジなし>

ファンドは、米ドル建の「ファースト・イーグルSVF」に対して、為替ヘッジを原則として行いません。したがって投資する外貨建資産の為替レートの変動の影響を受けます。

<為替ヘッジあり>

ファンドは、主要投資対象とする「ファースト・イーグルSVF」（米ドル建）に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行う際、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取り消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10 億口を下回った場合、投資対象とするファンドが繰上償還となった場合等には、信託を終了させることがあります。

流動性リスクに関する留意事項

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

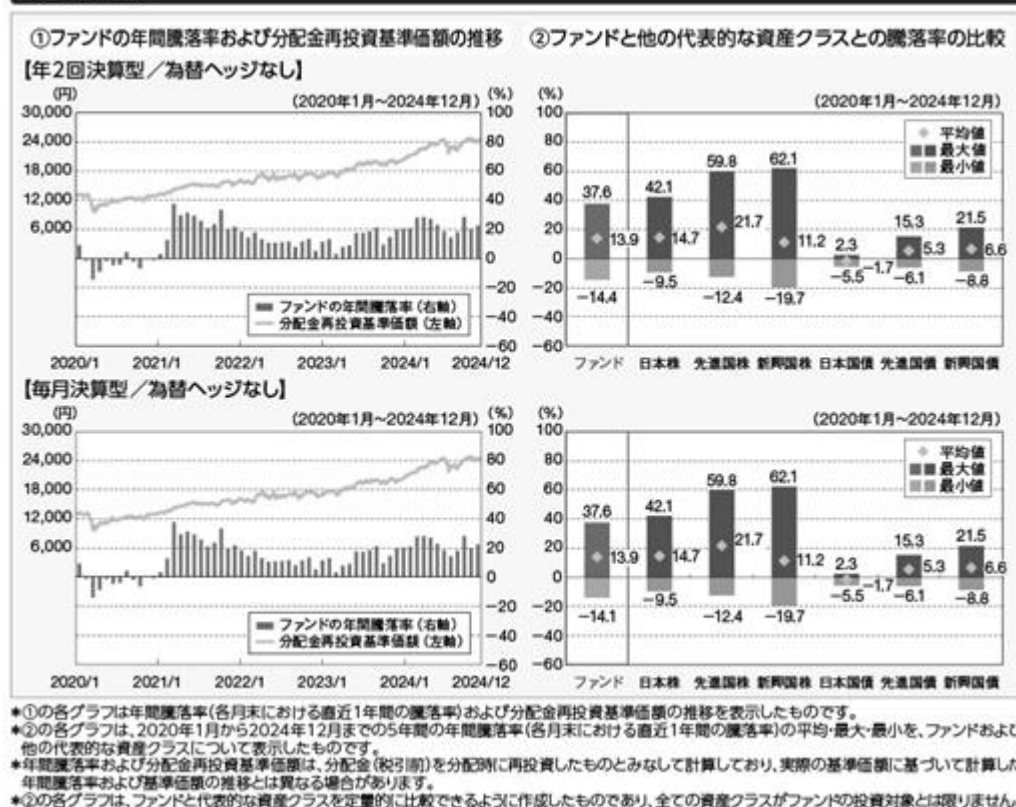
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

なお、流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

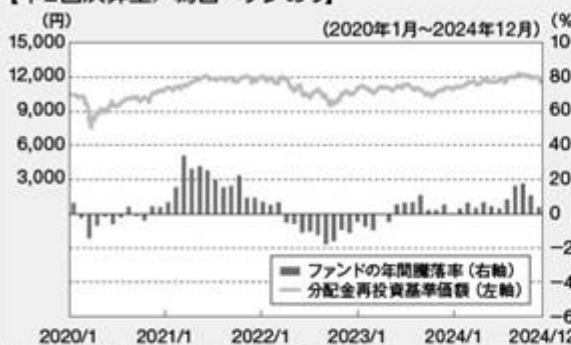
(参考情報)



(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

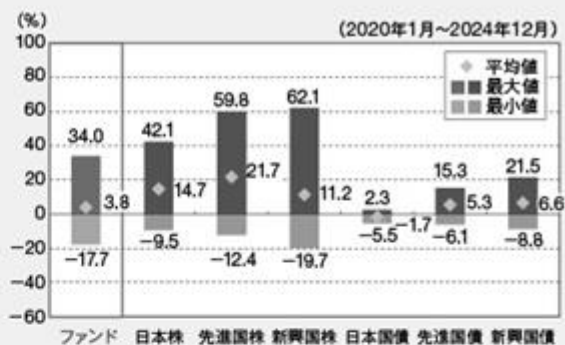
【年2回決算型／為替ヘッジあり】



【毎月決算型／為替ヘッジあり】



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2020年1月から2024年12月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J.P.X.総研または株式会社J.P.X.総研の関連会社(以下「J.P.X.」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ.P.X.が有します。J.P.X.は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J.P.X.により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ.P.X.は責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFR」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

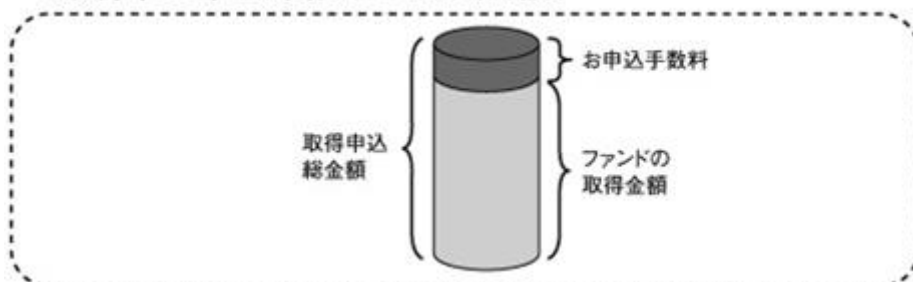
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

申込手数料についての詳細は、お申込みの販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託取得申込を行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンドとの間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.858%（税抜0.78%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

【信託報酬の配分】

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.25% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.50% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

投資対象とする投資信託証券

ファンドが投資対象とする 投資信託証券	料率
------------------------	----

「ファースト・イーグルSVF」 （ルクセンブルク籍）	年率0.75%（上限）
「CAマネーブルファンド （適格機関投資家専用）」 （日本籍）	年率0.385%（税抜0.35%）（上限） 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1．当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2．当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

実質的な負担の上限 **純資産総額に対して年率1.608%（税込）**

ファンドの信託報酬率0.858%（年率・税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（「ファースト・イーグルSVF」年率0.75%）を加算しております。実際の信託報酬の合計額は投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎特定期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2024年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。＜年2回決算型＞は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。＜毎月決算型＞は、NISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

- * 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

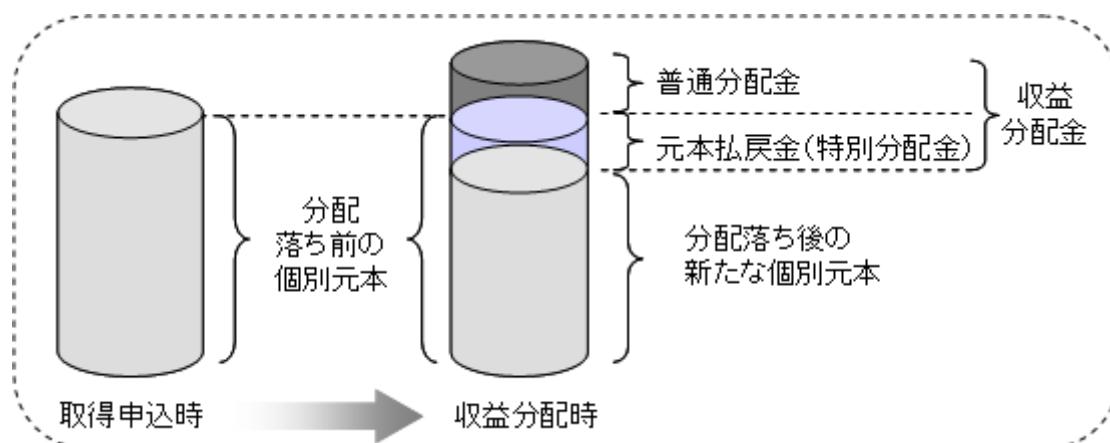
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間：2024年6月6日～2024年12月5日)

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
年2回決算型／為替ヘッジなし	1.99%	0.86%	1.13%
毎月決算型／為替ヘッジなし	1.97%	0.86%	1.11%
年2回決算型／為替ヘッジあり	2.23%	0.86%	1.37%
毎月決算型／為替ヘッジあり	2.50%	0.86%	1.64%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年12月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型】

（１）【投資状況】

2024年12月末日現在

信託財産の構成			
資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	3,952,874	0.05
投資証券	ルクセンブルク	6,641,779,989	98.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	124,076,935	1.83
合計(純資産総額)		6,769,809,798	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年12月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・ インターナショナル・ファンド	14,926.148	459,586.69	6,859,859,019	444,976.15	6,641,779,989	98.10
2	日本	投資信託受 益証券	C A マネープールファンド(適格機関 投資家専用)	3,944,197	1.002	3,952,085	1.0022	3,952,874	0.05

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注２）2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.05
投資証券	外国	98.10
合計		98.16

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2期計算期間末（2015年 6月 5日）	9,171,057,109	9,178,634,573	1.2103	1.2113
第3期計算期間末（2015年12月 7日）	10,555,806,068	10,564,899,713	1.1608	1.1618
第4期計算期間末（2016年 6月 6日）	9,810,394,769	9,819,816,752	1.0412	1.0422
第5期計算期間末（2016年12月 5日）	10,287,216,539	10,296,285,840	1.1343	1.1353
第6期計算期間末（2017年 6月 5日）	8,500,716,340	8,507,907,551	1.1821	1.1831
第7期計算期間末（2017年12月 5日）	6,815,691,780	6,821,181,557	1.2415	1.2425
第8期計算期間末（2018年 6月 5日）	7,886,760,095	7,893,206,721	1.2234	1.2244
第9期計算期間末（2018年12月 5日）	7,367,389,395	7,373,602,650	1.1858	1.1868
第10期計算期間末（2019年 6月 5日）	6,634,731,070	6,640,383,297	1.1738	1.1748
第11期計算期間末（2019年12月 5日）	5,949,899,723	5,954,639,255	1.2554	1.2564
第12期計算期間末（2020年 6月 5日）	5,034,379,913	5,034,379,913	1.1975	1.1975
第13期計算期間末（2020年12月 7日）	5,016,456,605	5,020,359,824	1.2852	1.2862
第14期計算期間末（2021年 6月 7日）	4,560,696,578	4,563,698,995	1.5190	1.5200
第15期計算期間末（2021年12月 6日）	3,880,452,766	3,883,056,938	1.4901	1.4911
第16期計算期間末（2022年 6月 6日）	4,246,612,261	4,249,126,636	1.6889	1.6899
第17期計算期間末（2022年12月 5日）	4,075,170,886	4,077,572,320	1.6970	1.6980
第18期計算期間末（2023年 6月 5日）	4,908,067,508	4,910,724,765	1.8470	1.8480
第19期計算期間末（2023年12月 5日）	5,515,513,796	5,518,303,465	1.9771	1.9781
第20期計算期間末（2024年 6月 5日）	5,985,944,251	5,988,552,405	2.2951	2.2961
第21期計算期間末（2024年12月 5日）	6,508,225,599	6,510,968,578	2.3727	2.3737
2023年12月末日	5,285,874,920	—	1.9708	—
2024年 1月末日	5,482,118,733	—	2.0624	—
2月末日	5,526,876,604	—	2.1110	—
3月末日	5,712,895,746	—	2.2208	—
4月末日	5,879,941,924	—	2.2765	—
5月末日	5,999,747,648	—	2.3047	—
6月末日	6,228,570,730	—	2.3822	—
7月末日	6,063,559,768	—	2.3055	—
8月末日	5,937,454,458	—	2.2533	—
9月末日	6,001,353,399	—	2.2877	—
10月末日	6,508,502,220	—	2.4264	—
11月末日	6,481,223,132	—	2.3627	—
12月末日	6,769,809,798	—	2.4136	—

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第2期計算期間	2014年12月 6日～2015年 6月 5日	0.0010
第3期計算期間	2015年 6月 6日～2015年12月 7日	0.0010
第4期計算期間	2015年12月 8日～2016年 6月 6日	0.0010
第5期計算期間	2016年 6月 7日～2016年12月 5日	0.0010
第6期計算期間	2016年12月 6日～2017年 6月 5日	0.0010
第7期計算期間	2017年 6月 6日～2017年12月 5日	0.0010
第8期計算期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	0.0010
第9期計算期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	0.0010
第10期計算期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	0.0010
第11期計算期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	0.0010
第12期計算期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	0.0000
第13期計算期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	0.0010
第14期計算期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	0.0010
第15期計算期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	0.0010
第16期計算期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	0.0010
第17期計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	0.0010
第18期計算期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	0.0010
第19期計算期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	0.0010
第20期計算期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	0.0010
第21期計算期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	0.0010

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第2期計算期間	2014年12月 6日～2015年 6月 5日	5.8
第3期計算期間	2015年 6月 6日～2015年12月 7日	4.0
第4期計算期間	2015年12月 8日～2016年 6月 6日	10.2
第5期計算期間	2016年 6月 7日～2016年12月 5日	9.0
第6期計算期間	2016年12月 6日～2017年 6月 5日	4.3
第7期計算期間	2017年 6月 6日～2017年12月 5日	5.1
第8期計算期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	1.4
第9期計算期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	3.0
第10期計算期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	0.9
第11期計算期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	7.0
第12期計算期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	4.6
第13期計算期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	7.4
第14期計算期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	18.3
第15期計算期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	1.8
第16期計算期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	13.4
第17期計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	0.5
第18期計算期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	8.9
第19期計算期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	7.1
第20期計算期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	16.1
第21期計算期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	3.4

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第2期計算期間	2014年12月 6日～2015年 6月 5日	4,687,020,808	1,194,314,613	7,577,464,506
第3期計算期間	2015年 6月 6日～2015年12月 7日	2,418,797,631	902,616,219	9,093,645,918
第4期計算期間	2015年12月 8日～2016年 6月 6日	717,836,820	389,499,594	9,421,983,144
第5期計算期間	2016年 6月 7日～2016年12月 5日	333,681,650	686,363,000	9,069,301,794
第6期計算期間	2016年12月 6日～2017年 6月 5日	668,745,819	2,546,835,785	7,191,211,828
第7期計算期間	2017年 6月 6日～2017年12月 5日	564,488,871	2,265,923,602	5,489,777,097
第8期計算期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	1,964,755,594	1,007,906,519	6,446,626,172
第9期計算期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	743,178,632	976,549,709	6,213,255,095
第10期計算期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	244,426,518	805,453,909	5,652,227,704
第11期計算期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	219,407,639	1,132,102,368	4,739,532,975
第12期計算期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	199,236,141	734,673,956	4,204,095,160
第13期計算期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	315,301,638	616,176,953	3,903,219,845
第14期計算期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	192,897,796	1,093,699,746	3,002,417,895
第15期計算期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	146,189,983	544,434,918	2,604,172,960
第16期計算期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	145,265,489	235,063,418	2,514,375,031
第17期計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	131,969,466	244,909,778	2,401,434,719
第18期計算期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	415,534,315	159,711,497	2,657,257,537
第19期計算期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	410,862,053	278,450,029	2,789,669,561
第20期計算期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	223,032,859	404,548,276	2,608,154,144
第21期計算期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	343,801,719	208,976,281	2,742,979,582

（注）全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型】

（１）【投資状況】

2024年12月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	3,978,168	0.03
投資証券	ルクセンブルク	10,738,125,041	98.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	176,961,475	1.62
合計(純資産総額)		10,919,064,684	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年12月末日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・ インターナショナル・ファンド	24,131.911	459,724.86	11,094,039,434	444,976.15	10,738,125,041	98.34
2	日本	投資信託受 益証券	C A マネープールファンド(適格機関 投資家専用)	3,969,436	1.002	3,977,374	1.0022	3,978,168	0.03

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注２）2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.03
投資証券	外国	98.34
合計		98.37

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2特定期間末（2015年 6月 5日）	7,856,410,209	7,925,379,337	1.1391	1.1491
第3特定期間末（2015年12月 7日）	10,129,573,519	10,205,806,411	1.0630	1.0710
第4特定期間末（2016年 6月 6日）	9,028,966,451	9,028,966,451	0.9543	0.9543
第5特定期間末（2016年12月 5日）	9,054,519,592	9,098,241,310	1.0355	1.0405
第6特定期間末（2017年 6月 5日）	7,692,700,196	7,729,429,463	1.0472	1.0522
第7特定期間末（2017年12月 5日）	6,888,546,154	6,940,359,405	1.0636	1.0716
第8特定期間末（2018年 6月 5日）	9,741,022,230	9,759,897,260	1.0322	1.0342
第9特定期間末（2018年12月 5日）	8,946,817,890	8,946,817,890	0.9911	0.9911
第10特定期間末（2019年 6月 5日）	7,861,400,727	7,861,400,727	0.9760	0.9760
第11特定期間末（2019年12月 5日）	6,987,843,067	7,001,338,146	1.0356	1.0376
第12特定期間末（2020年 6月 5日）	5,821,669,395	5,821,669,395	0.9813	0.9813
第13特定期間末（2020年12月 7日）	5,492,832,823	5,519,006,125	1.0493	1.0543
第14特定期間末（2021年 6月 7日）	5,174,995,220	5,218,632,217	1.1859	1.1959
第15特定期間末（2021年12月 6日）	4,419,944,640	4,459,950,781	1.1048	1.1148
第16特定期間末（2022年 6月 6日）	4,854,386,715	4,895,187,485	1.1898	1.1998
第17特定期間末（2022年12月 5日）	5,419,977,842	5,467,684,859	1.1361	1.1461
第18特定期間末（2023年 6月 5日）	8,097,729,646	8,166,695,200	1.1742	1.1842
第19特定期間末（2023年12月 5日）	9,509,489,499	9,589,028,506	1.1956	1.2056
第20特定期間末（2024年 6月 5日）	10,399,087,183	10,477,624,625	1.3241	1.3341
第21特定期間末（2024年12月 5日）	10,723,630,461	10,805,684,699	1.3069	1.3169
2023年12月末日	9,512,381,348	—	1.1916	—
2024年 1月末日	9,836,690,353	—	1.2365	—
2月末日	9,910,032,728	—	1.2553	—
3月末日	10,198,931,222	—	1.3101	—
4月末日	10,329,680,715	—	1.3325	—
5月末日	10,511,384,009	—	1.3391	—
6月末日	10,910,539,890	—	1.3742	—
7月末日	10,546,395,069	—	1.3201	—
8月末日	10,429,924,995	—	1.2795	—
9月末日	10,540,515,320	—	1.2887	—
10月末日	11,170,671,940	—	1.3562	—
11月末日	10,753,441,124	—	1.3108	—
12月末日	10,919,064,684	—	1.3294	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第2特定期間	2014年12月 6日～2015年 6月 5日	0.0600
第3特定期間	2015年 6月 6日～2015年12月 7日	0.0310
第4特定期間	2015年12月 8日～2016年 6月 6日	0.0000
第5特定期間	2016年 6月 7日～2016年12月 5日	0.0050
第6特定期間	2016年12月 6日～2017年 6月 5日	0.0330
第7特定期間	2017年 6月 6日～2017年12月 5日	0.0360
第8特定期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	0.0170
第9特定期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	0.0110
第10特定期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	0.0060
第11特定期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	0.0090
第12特定期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	0.0100
第13特定期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	0.0050
第14特定期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	0.0510
第15特定期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	0.0600
第16特定期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	0.0600
第17特定期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	0.0600
第18特定期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	0.0600
第19特定期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	0.0600
第20特定期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	0.0600
第21特定期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	0.0600

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第2特定期間	2014年12月 6日～2015年 6月 5日	5.5
第3特定期間	2015年 6月 6日～2015年12月 7日	4.0
第4特定期間	2015年12月 8日～2016年 6月 6日	10.2
第5特定期間	2016年 6月 7日～2016年12月 5日	9.0
第6特定期間	2016年12月 6日～2017年 6月 5日	4.3
第7特定期間	2017年 6月 6日～2017年12月 5日	5.0
第8特定期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	1.4
第9特定期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	2.9
第10特定期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	0.9
第11特定期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	7.0
第12特定期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	4.3
第13特定期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	7.4
第14特定期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	17.9
第15特定期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	1.8
第16特定期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	13.1
第17特定期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	0.5
第18特定期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	8.6
第19特定期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	6.9
第20特定期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	15.8
第21特定期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	3.2

（注１）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注２）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第2特定期間	2014年12月 6日～2015年 6月 5日	6,083,426,376	855,684,596	6,896,912,863
第3特定期間	2015年 6月 6日～2015年12月 7日	3,263,183,772	630,985,105	9,529,111,530
第4特定期間	2015年12月 8日～2016年 6月 6日	694,587,151	762,559,766	9,461,138,915
第5特定期間	2016年 6月 7日～2016年12月 5日	181,015,013	897,810,273	8,744,343,655
第6特定期間	2016年12月 6日～2017年 6月 5日	431,233,855	1,829,724,030	7,345,853,480
第7特定期間	2017年 6月 6日～2017年12月 5日	950,147,071	1,819,344,142	6,476,656,409
第8特定期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	4,013,249,865	1,052,390,830	9,437,515,444
第9特定期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	753,170,686	1,163,819,368	9,026,866,762
第10特定期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	127,949,648	1,100,333,542	8,054,482,868
第11特定期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	288,240,560	1,595,183,638	6,747,539,790
第12特定期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	108,646,228	923,506,433	5,932,679,585
第13特定期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	22,208,105	720,227,261	5,234,660,429
第14特定期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	108,617,957	979,578,646	4,363,699,740
第15特定期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	169,036,853	532,122,446	4,000,614,147
第16特定期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	334,104,034	254,641,093	4,080,077,088
第17特定期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	895,601,631	204,976,958	4,770,701,761
第18特定期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	2,376,420,899	250,567,255	6,896,555,405
第19特定期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	1,622,122,835	564,777,520	7,953,900,720
第20特定期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	599,017,052	699,173,504	7,853,744,268
第21特定期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	822,176,387	470,496,777	8,205,423,878

(注) 全て本邦内におけるものです。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

2024年12月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	100	0.00
投資証券	ルクセンブルク	342,259,640	102.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,205,445	2.76
合計(純資産総額)		333,054,295	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建／売建	国／地域	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	日本	340,259,920	102.16

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年12月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・ インターナショナル・ファンド	769.164	459,724.85	353,603,811	444,976.15	342,259,640	102.76
2	日本	投資信託受益証券	C A マネーボールファンド(適格機関 投資家専用)	100	1.002	100	1.0022	100	0.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注２）2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	102.76
合計		102.76

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,156,000.00	322,412,552	340,259,920	102.16

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2017年12月 5日）	158,077,513	158,232,403	1.0206	1.0216
第2期計算期間末（2018年 6月 5日）	699,690,051	700,377,250	1.0182	1.0192
第3期計算期間末（2018年12月 5日）	857,171,776	857,171,776	0.9499	0.9499
第4期計算期間末（2019年 6月 5日）	857,215,201	857,215,201	0.9653	0.9653
第5期計算期間末（2019年12月 5日）	770,494,194	771,255,022	1.0127	1.0137
第6期計算期間末（2020年 6月 5日）	684,353,657	684,353,657	0.9620	0.9620
第7期計算期間末（2020年12月 7日）	627,378,399	627,962,084	1.0749	1.0759
第8期計算期間末（2021年 6月 7日）	586,967,298	587,453,628	1.2069	1.2079
第9期計算期間末（2021年12月 6日）	431,213,051	431,589,734	1.1448	1.1458
第10期計算期間末（2022年 6月 6日）	391,794,179	392,145,440	1.1154	1.1164
第11期計算期間末（2022年12月 5日）	363,864,814	364,205,226	1.0689	1.0699
第12期計算期間末（2023年 6月 5日）	389,132,618	389,490,075	1.0886	1.0896
第13期計算期間末（2023年12月 5日）	382,430,013	382,785,329	1.0763	1.0773
第14期計算期間末（2024年 6月 5日）	362,985,878	363,301,865	1.1487	1.1497
第15期計算期間末（2024年12月 5日）	347,489,731	347,781,578	1.1907	1.1917
2023年12月末日	386,179,752	—	1.1061	—
2024年 1月末日	360,577,023	—	1.1075	—
2月末日	357,978,271	—	1.1054	—
3月末日	370,726,415	—	1.1521	—
4月末日	364,250,123	—	1.1347	—
5月末日	361,632,221	—	1.1445	—
6月末日	362,666,092	—	1.1462	—
7月末日	363,531,220	—	1.1648	—
8月末日	365,279,453	—	1.1910	—
9月末日	378,315,482	—	1.2203	—
10月末日	371,431,187	—	1.1987	—
11月末日	345,687,732	—	1.1846	—
12月末日	333,054,295	—	1.1479	—

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2017年 6月 7日～2017年12月 5日	0.0010
第2期計算期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	0.0010
第3期計算期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	0.0000
第4期計算期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	0.0000
第5期計算期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	0.0010
第6期計算期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	0.0000
第7期計算期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	0.0010
第8期計算期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	0.0010
第9期計算期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	0.0010
第10期計算期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	0.0010
第11期計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	0.0010
第12期計算期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	0.0010
第13期計算期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	0.0010
第14期計算期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	0.0010
第15期計算期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	0.0010

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2017年 6月 7日～2017年12月 5日	2.2
第2期計算期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	0.1
第3期計算期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	6.7
第4期計算期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	1.6
第5期計算期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	5.0
第6期計算期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	5.0
第7期計算期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	11.8
第8期計算期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	12.4
第9期計算期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	5.1
第10期計算期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	2.5
第11期計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	4.1
第12期計算期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	1.9
第13期計算期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	1.0
第14期計算期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	6.8
第15期計算期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	3.7

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2017年 6月 7日～2017年12月 5日	154,890,873	—	154,890,873
第2期計算期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	538,531,914	6,223,147	687,199,640
第3期計算期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	229,363,764	14,141,117	902,422,287
第4期計算期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	60,961,530	75,324,183	888,059,634
第5期計算期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	48,856,152	176,087,367	760,828,419
第6期計算期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	42,089,444	91,539,287	711,378,576
第7期計算期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	46,653,856	174,347,263	583,685,169
第8期計算期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	39,165,792	136,520,050	486,330,911
第9期計算期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	32,070,563	141,718,388	376,683,086
第10期計算期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	5,735,196	31,156,896	351,261,386
第11期計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	4,050,868	14,899,938	340,412,316
第12期計算期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	35,964,263	18,918,997	357,457,582
第13期計算期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	15,698,277	17,839,121	355,316,738
第14期計算期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	1,286,536	40,616,256	315,987,018
第15期計算期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	6,633,746	30,773,464	291,847,300

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

2024年12月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	100	0.00
投資証券	ルクセンブルク	138,686,164	103.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,084,851	3.03
合計(純資産総額)		134,601,413	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建／ 売建	国／地域	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	日本	138,250,320	102.71

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年12月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・ インターナショナル・ファンド	311.671	459,652.77	143,260,440	444,976.15	138,686,164	103.03
2	日本	投資信託受 益証券	C A マネーボールファンド(適格機関 投資家専用)	100	1.002	100	1.0022	100	0.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注２）2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	103.03
合計		103.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	876,000.00	131,039,943	138,250,320	102.71

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2017年12月 5日）	102,660,162	102,862,421	1.0151	1.0171
第2特定期間末（2018年 6月 5日）	309,151,479	309,151,479	1.0084	1.0084
第3特定期間末（2018年12月 5日）	339,268,701	339,268,701	0.9406	0.9406
第4特定期間末（2019年 6月 5日）	358,953,704	358,953,704	0.9555	0.9555
第5特定期間末（2019年12月 5日）	286,769,740	286,769,740	1.0019	1.0019
第6特定期間末（2020年 6月 5日）	301,472,340	301,472,340	0.9518	0.9518
第7特定期間末（2020年12月 7日）	247,174,106	248,340,468	1.0596	1.0646
第8特定期間末（2021年 6月 7日）	276,582,299	279,007,443	1.1405	1.1505
第9特定期間末（2021年12月 6日）	210,013,026	211,025,847	1.0368	1.0418
第10特定期間末（2022年 6月 6日）	190,080,328	190,080,328	0.9924	0.9924
第11特定期間末（2022年12月 5日）	187,522,817	187,522,817	0.9527	0.9527
第12特定期間末（2023年 6月 5日）	202,701,278	202,701,278	0.9708	0.9708
第13特定期間末（2023年12月 5日）	187,421,962	187,421,962	0.9606	0.9606
第14特定期間末（2024年 6月 5日）	144,010,427	144,293,249	1.0184	1.0204
第15特定期間末（2024年12月 5日）	140,448,289	140,720,011	1.0338	1.0358
2023年12月末日	192,248,679	—	0.9867	—
2024年 1月末日	172,497,250	—	0.9876	—
2月末日	145,670,318	—	0.9856	—
3月末日	147,977,948	—	1.0269	—
4月末日	144,912,285	—	1.0092	—
5月末日	144,062,059	—	1.0158	—
6月末日	142,606,012	—	1.0161	—
7月末日	143,304,035	—	1.0302	—
8月末日	144,706,523	—	1.0512	—
9月末日	147,755,030	—	1.0717	—
10月末日	142,083,893	—	1.0473	—
11月末日	139,881,369	—	1.0297	—
12月末日	134,601,413	—	0.9966	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	2017年 6月 7日～2017年12月 5日	0.0040
第2特定期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	0.0040
第3特定期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	0.0000
第4特定期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	0.0000
第5特定期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	0.0000
第6特定期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	0.0020
第7特定期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	0.0050
第8特定期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	0.0460
第9特定期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	0.0480
第10特定期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	0.0200
第11特定期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	0.0000
第12特定期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	0.0000
第13特定期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	0.0000
第14特定期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	0.0060
第15特定期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	0.0210

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2017年 6月 7日～2017年12月 5日	1.9
第2特定期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	0.3
第3特定期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	6.7
第4特定期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	1.6
第5特定期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	4.9
第6特定期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	4.8
第7特定期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	11.9
第8特定期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	12.0
第9特定期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	4.9
第10特定期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	2.4
第11特定期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	4.0
第12特定期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	1.9
第13特定期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	1.1
第14特定期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	6.6
第15特定期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	3.6

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	2017年 6月 7日～2017年12月 5日	101,129,647	—	101,129,647
第2特定期間	2017年12月 6日～2018年 6月 5日	216,264,923	10,808,751	306,585,819
第3特定期間	2018年 6月 6日～2018年12月 5日	121,790,165	67,682,879	360,693,105
第4特定期間	2018年12月 6日～2019年 6月 5日	56,251,253	41,275,130	375,669,228
第5特定期間	2019年 6月 6日～2019年12月 5日	15,476,864	104,923,783	286,222,309
第6特定期間	2019年12月 6日～2020年 6月 5日	50,085,507	19,558,382	316,749,434
第7特定期間	2020年 6月 6日～2020年12月 7日	13,881,070	97,358,022	233,272,482
第8特定期間	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	24,085,834	14,843,817	242,514,499
第9特定期間	2021年 6月 8日～2021年12月 6日	42,559,992	82,510,167	202,564,324
第10特定期間	2021年12月 7日～2022年 6月 6日	9,533,188	20,569,857	191,527,655
第11特定期間	2022年 6月 7日～2022年12月 5日	16,557,909	11,256,690	196,828,874
第12特定期間	2022年12月 6日～2023年 6月 5日	27,651,795	15,689,159	208,791,510
第13特定期間	2023年 6月 6日～2023年12月 5日	17,121,420	30,794,984	195,117,946
第14特定期間	2023年12月 6日～2024年 6月 5日	6,187,213	59,893,708	141,411,451
第15特定期間	2024年 6月 6日～2024年12月 5日	1,145,739	6,695,717	135,861,473

(注 1) 全て本邦内におけるものです。

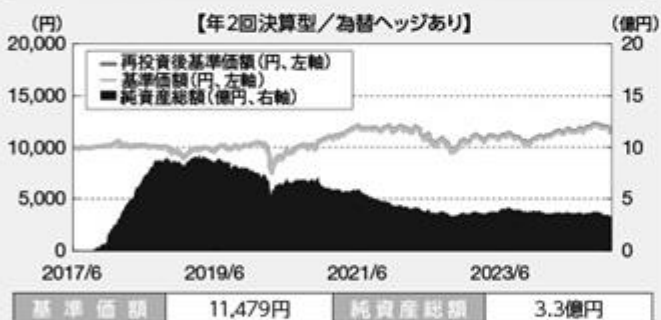
(注 2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2024年12月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

分配の推移

【年2回決算型／為替ヘッジなし】

決算日	分配金
17期(2022年12月5日)	10円
18期(2023年6月5日)	10円
19期(2023年12月5日)	10円
20期(2024年6月5日)	10円
21期(2024年12月5日)	10円
設定来累計	200円

【毎月決算型／為替ヘッジなし】

決算日	分配金
121期(2024年8月5日)	100円
122期(2024年9月5日)	100円
123期(2024年10月7日)	100円
124期(2024年11月5日)	100円
125期(2024年12月5日)	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	7,040円

【年2回決算型／為替ヘッジあり】

決算日	分配金
11期(2022年12月5日)	10円
12期(2023年6月5日)	10円
13期(2023年12月5日)	10円
14期(2024年6月5日)	10円
15期(2024年12月5日)	10円
設定来累計	120円

【毎月決算型／為替ヘッジあり】

決算日	分配金
86期(2024年8月5日)	20円
87期(2024年9月5日)	50円
88期(2024年10月7日)	50円
89期(2024年11月5日)	50円
90期(2024年12月5日)	20円
直近1年間累計	270円
設定来累計	1,560円

※分配金は1万円当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2024年12月末日現在

主要な資産の状況

資産配分

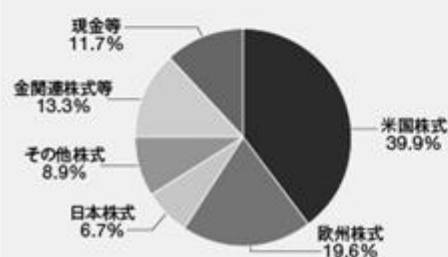
2024年12月末日現在の各ファンドの主要投資対象である「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」(以下、ファースト・イーグルAIF)の状況を記載しています。2025年3月6日以降は「ファースト・イーグルSVF」を主要投資対象とし、順次入替を行います。

内訳	純資産比			
	為替ヘッジなし		為替ヘッジあり	
	年2回決算型	毎月決算型	年2回決算型	毎月決算型
ファースト・イーグルAIF	98.11%	98.34%	102.76%	103.03%
CAマネーボールファンド(適格機関投資家専用)	0.06%	0.04%	0.00%	0.00%
現金等	1.83%	1.62%	-2.76%	-3.03%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※現金等には未払諸費用等を含みます。 ※四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

[各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグルAIFのポートフォリオの状況を記載しています。]

資産別比率



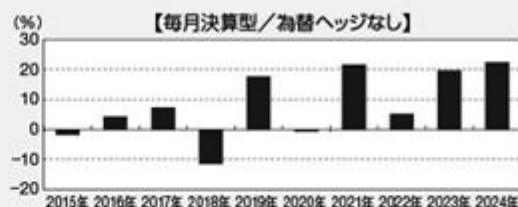
組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	比率
1	Amundi Physical Gold ETC*	フランス	4.80%
2	オラフル	米国	2.81%
3	メタ・プラットフォームズ	米国	2.77%
4	Xトラッカーズ・フィジカル・ゴールドETC*	英国	2.64%
5	シェアーズ・フィジカル・ゴールドETC*	英国	2.63%
6	アルファベット	米国	2.53%
7	シェル	英国	1.99%
8	HCAヘルスケア	米国	1.86%
9	コムキャスト	米国	1.73%
10	エレバンス・ヘルス	米国	1.62%

※比率は、ファースト・イーグル AIFの純資産総額に対する評価額の割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

※金ETC(Exchange Traded Commodity)です。金ETCは金関連株式等に含まれます。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

※グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

※為替ヘッジあり：2017年は設定日(6月7日)から年末までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いファンドおよび分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までに申込みの販売会社に支払うものとします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。（コース名称は販売会社により異なる場合があります。）詳細は販売会社へお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、解約請求の申込みは受けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等（2）のお問合せ先にご照会ください。）にお問合わせください。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、当該解約請求日の解約請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた請求を取り消すことができます。
- (6) 前記(5)により解約請求の受付が中止または取消しされた場合には、受益者は解約請求の受付の中止または取消し以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該解約請求の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

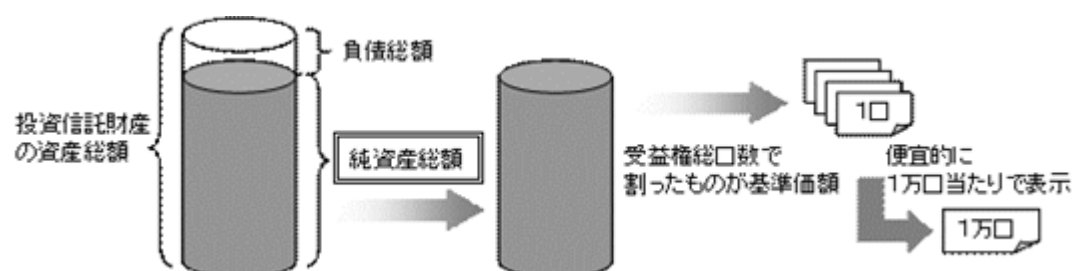
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

- <年２回決算型／為替ヘッジなし> 無期限とします。（設定日：2014年7月31日）
- <毎月決算型／為替ヘッジなし> 2028年6月5日までとします。（設定日：2014年7月31日）
- <年２回決算型／為替ヘッジあり> 無期限とします。（設定日：2017年6月7日）
- <毎月決算型／為替ヘッジあり> 2028年6月5日までとします。（設定日：2017年6月7日）

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】**<年２回決算型>**

ファンドの計算期間は、毎年6月6日から12月5日までおよび12月6日から翌年6月5日までとすることを原則とします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<毎月決算型>

ファンドの計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

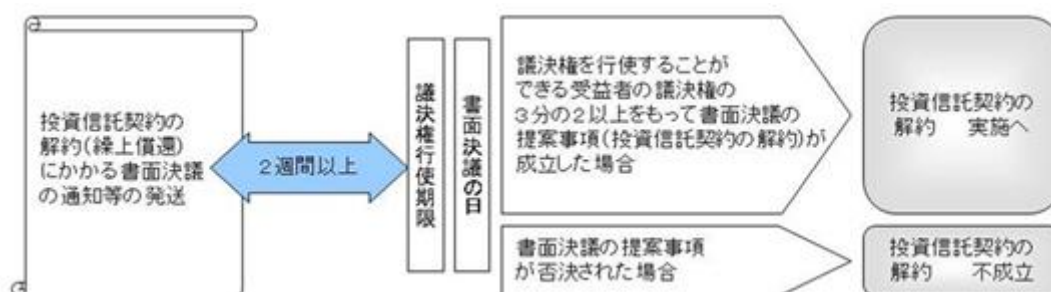
（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 各ファンドの受益権口数が10億口を下回ることとなったとき

（ロ）委託会社は（イ）の手續にかかわらず、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手續については、（ハ）、（ニ）の手續にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。

- (ハ) 委託会社は、前述の事項 A から C について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ニ) (ハ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) (ハ)、(ニ) の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、(ハ)、(ニ) の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



- (ヘ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

A または B において、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

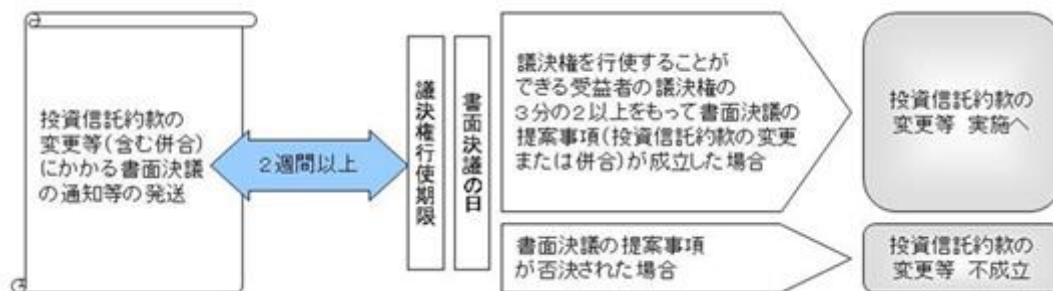
投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項の内容が重大なものを該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

（二）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ホ）（ロ）から（二）の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な投資信託約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

運用報告書の作成

委託会社は毎年6月、12月の計算期間末および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2024年6月6日から2024年12月5日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第21期計算期間末 (2024年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	983,274	1,050,327
コール・ローン	137,817,693	142,717,961
投資信託受益証券	3,951,296	3,952,085
投資証券	5,889,329,462	6,393,770,117
未収利息	37	430
流動資産合計	6,032,081,762	6,541,490,920
資産合計	6,032,081,762	6,541,490,920
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,608,154	2,742,979
未払解約金	18,660,516	3,205,271
未払受託者報酬	925,260	1,019,079
未払委託者報酬	23,131,472	25,476,966
その他未払費用	812,109	821,026
流動負債合計	46,137,511	33,265,321
負債合計	46,137,511	33,265,321
純資産の部		
元本等		
元本	2,608,154,144	2,742,979,582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3,377,790,107	3,765,246,017
(分配準備積立金)	2,157,640,694	2,187,471,766
元本等合計	5,985,944,251	6,508,225,599
純資産合計	5,985,944,251	6,508,225,599
負債純資産合計	6,032,081,762	6,541,490,920

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
営業収益		
受取利息	163,536	140,534
有価証券売買等損益	582,203,579	418,787,145
為替差損益	273,868,685	189,759,278
営業収益合計	856,235,800	229,168,401
営業費用		
支払利息	18,929	-
受託者報酬	925,260	1,019,079
委託者報酬	23,131,472	25,476,966
その他費用	925,475	876,335
営業費用合計	25,001,136	27,372,380
営業利益又は営業損失（ ）	831,234,664	201,796,021
経常利益又は経常損失（ ）	831,234,664	201,796,021
当期純利益又は当期純損失（ ）	831,234,664	201,796,021
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	43,011,917	4,902,027
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,725,844,235	3,377,790,107
剰余金増加額又は欠損金減少額	262,382,311	464,226,492
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	262,382,311	464,226,492
剰余金減少額又は欠損金増加額	396,051,032	270,921,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	396,051,032	270,921,597
分配金	2,608,154	2,742,979
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,377,790,107	3,765,246,017

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第20期計算期間末（2024年 6月 5日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第21期計算期間末（2024年12月 5日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（追加情報）

当ファンドは、2024年10月22日の決議により、2025年3月6日付で当ファンドをESG投資とするため、運用の基本方針の変更、主要投資対象ファンドの入替、ならびにファンド名称を「アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 年2回決算型（為替ヘッジなし）」とする変更を行います。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第20期計算期間末 （2024年 6月 5日）	第21期計算期間末 （2024年12月 5日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,789,669,561円	2,608,154,144円
	期中追加設定元本額	223,032,859円	343,801,719円
	期中一部解約元本額	404,548,276円	208,976,281円
2.	計算期間末日における受益権の総数	2,608,154,144口	2,742,979,582口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額3,380,398,261円 （1万口当たり12,960円）のうち2,608,154円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額3,767,988,996円 （1万口当たり13,736円）のうち2,742,979円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
A 費用控除後の配当等収益額 132,877円	A 費用控除後の配当等収益額 122,614円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 788,089,870円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 196,771,380円
C 収益調整金額 1,220,149,413円	C 収益調整金額 1,577,774,251円
D 分配準備積立金額 1,372,026,101円	D 分配準備積立金額 1,993,320,751円
E 当ファンドの分配対象収益額 3,380,398,261円 （A+B+C+D）	E 当ファンドの分配対象収益額 3,767,988,996円 （A+B+C+D）
F 当ファンドの期末残存受益権口数 2,608,154,144口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 2,742,979,582口
G 1万口当たり分配対象収益額 12,960円 （E / F × 10,000）	G 1万口当たり分配対象収益額 13,736円 （E / F × 10,000）
H 1万口当たり分配金額 10円	H 1万口当たり分配金額 10円
I 分配金額（F × H / 10,000） 2,608,154円	I 分配金額（F × H / 10,000） 2,742,979円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第20期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第21期計算期間末 (2024年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第20期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第21期計算期間末 (2024年12月 5日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,183	789
投資証券	563,481,213	238,870,004
合計	563,480,030	238,870,793

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第20期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第21期計算期間末 (2024年12月 5日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
2.2951円 (22,951円)	2.3727円 (23,727円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	3,944,197	3,952,085	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	3,944,197	3,952,085 100.0%	
		合計		3,952,085	
	投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	14,629.198	42,517,423.31
小計 銘柄数：1 組入時価比率：98.2%			14,629.198	42,517,423.31 (6,393,770,117) 100.0%	
合計				6,393,770,117 (6,393,770,117)	
合計				6,397,722,202 (6,393,770,117)	

(注) 2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21特定期間(2024年6月6日から2024年12月5日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20特定期間末 (2024年 6月 5日)	第21特定期間末 (2024年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	9,256,209	1,566,610
コール・ローン	228,058,859	166,807,079
投資信託受益証券	3,976,580	3,977,374
投資証券	10,264,804,652	10,663,226,736
未収利息	62	502
流動資産合計	10,506,096,362	10,835,578,301
資産合計	10,506,096,362	10,835,578,301
負債の部		
流動負債		
未払金	7,765,000	-
未払収益分配金	78,537,442	82,054,238
未払解約金	12,495,365	21,083,593
未払受託者報酬	275,402	297,715
未払委託者報酬	6,885,049	7,442,868
その他未払費用	1,050,921	1,069,426
流動負債合計	107,009,179	111,947,840
負債合計	107,009,179	111,947,840
純資産の部		
元本等		
元本	7,853,744,268	8,205,423,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,545,342,915	2,518,206,583
(分配準備積立金)	1,555,120,697	1,441,485,694
元本等合計	10,399,087,183	10,723,630,461
純資産合計	10,399,087,183	10,723,630,461
負債純資産合計	10,506,096,362	10,835,578,301

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
営業収益		
受取利息	214,445	186,296
有価証券売買等損益	993,746,399	714,483,602
為替差損益	531,259,888	310,725,539
営業収益合計	1,525,220,732	403,944,359
営業費用		
支払利息	37,260	-
受託者報酬	1,643,143	1,767,190
委託者報酬	41,078,606	44,179,587
その他費用	1,125,874	1,124,333
営業費用合計	43,884,883	47,071,110
営業利益又は営業損失（ ）	1,481,335,849	356,873,249
経常利益又は経常損失（ ）	1,481,335,849	356,873,249
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,481,335,849	356,873,249
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,518,230	7,287,199
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,555,588,779	2,545,342,915
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,663,414	261,594,494
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,663,414	261,594,494
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,240,507	150,215,741
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,240,507	150,215,741
分配金	472,486,390	488,101,135
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,545,342,915	2,518,206,583

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第20特定期間末（2024年 6月 5日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第21特定期間末（2024年12月 5日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（追加情報）

当ファンドは、2024年10月22日の決議により、2025年3月6日付で当ファンドをESG投資とするため、運用の基本方針の変更、主要投資対象ファンドの入替、ならびにファンド名称を「アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 毎月決算型（為替ヘッジなし）（予想分配提示型）」とする変更を行います。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第20特定期間末 （2024年 6月 5日）	第21特定期間末 （2024年12月 5日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	7,953,900,720円	7,853,744,268円
	期中追加設定元本額	599,017,052円	822,176,387円
	期中一部解約元本額	699,173,504円	470,496,777円
2.	特定期間末日における受益権の総数	7,853,744,268口	8,205,423,878口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
分配金の計算過程 （2023年12月 6日から2024年 1月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,745,405,634円（1万口当たり2,186円）のうち79,841,682円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 2,471円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 47,541,738円 C 収益調整金額 1,062,828,180円 D 分配準備積立金額 635,033,245円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,745,405,634円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,984,168,236口 G 1万口当たり分配対象収益額 2,186円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 100円 I 分配金額（F × H / 10,000） 79,841,682円 （2024年 1月 6日から2024年 2月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,094,106,870円（1万口当たり2,635円）のうち79,470,334円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 1,064円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 436,288,317円 C 収益調整金額 1,064,088,193円 D 分配準備積立金額 593,729,296円 E 当ファンドの分配対象収益額 2,094,106,870円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,947,033,486口 G 1万口当たり分配対象収益額 2,635円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 100円 I 分配金額（F × H / 10,000） 79,470,334円 （2024年 2月 6日から2024年 3月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,264,936,576円（1万口当たり2,871円）のうち78,885,810円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 19,802円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 265,097,764円 C 収益調整金額 1,064,270,774円 D 分配準備積立金額 935,548,236円 E 当ファンドの分配対象収益額 2,264,936,576円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,888,581,088口 G 1万口当たり分配対象収益額 2,871円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 100円 I 分配金額（F × H / 10,000） 78,885,810円	分配金の計算過程 （2024年 6月 6日から2024年 7月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額3,193,211,369円（1万口当たり3,985円）のうち80,116,023円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 10,505円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 469,628,521円 C 収益調整金額 1,195,060,817円 D 分配準備積立金額 1,528,511,526円 E 当ファンドの分配対象収益額 3,193,211,369円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,011,602,391口 G 1万口当たり分配対象収益額 3,985円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 100円 I 分配金額（F × H / 10,000） 80,116,023円 （2024年 7月 6日から2024年 8月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額3,106,955,982円（1万口当たり3,885円）のうち79,958,033円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 1,203,411,884円 D 分配準備積立金額 1,903,544,098円 E 当ファンドの分配対象収益額 3,106,955,982円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,995,803,348口 G 1万口当たり分配対象収益額 3,885円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 100円 I 分配金額（F × H / 10,000） 79,958,033円 （2024年 8月 6日から2024年 9月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額3,086,327,960円（1万口当たり3,785円）のうち81,523,755円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 54,356円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 1,270,506,053円 D 分配準備積立金額 1,815,767,551円 E 当ファンドの分配対象収益額 3,086,327,960円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,152,375,575口 G 1万口当たり分配対象収益額 3,785円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 100円 I 分配金額（F × H / 10,000） 81,523,755円

（2024年 3月 6日から2024年 4月 5日までの計算期間）		（2024年 9月 6日から2024年10月 7日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額2,498,269,307円（1万口当たり3,193円）のうち78,232,439円（1万口当たり100円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額3,017,328,454円（1万口当たり3,685円）のうち81,862,984円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 42,805円	A	費用控除後の配当等収益額 20,735円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 330,282,037円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,073,581,867円	C	収益調整金額 1,292,061,012円
D	分配準備積立金額 1,094,362,598円	D	分配準備積立金額 1,725,246,707円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,498,269,307円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 3,017,328,454円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,823,243,918口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 8,186,298,434口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 3,193円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 3,685円
H	1万口当たり分配金額 100円	H	1万口当たり分配金額 100円
I	分配金額（F × H / 10,000） 78,232,439円	I	分配金額（F × H / 10,000） 81,862,984円
（2024年 4月 6日から2024年 5月 7日までの計算期間）		（2024年10月 8日から2024年11月 5日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額2,623,837,694円（1万口当たり3,384円）のうち77,518,683円（1万口当たり100円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額2,961,422,786円（1万口当たり3,585円）のうち82,586,102円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 51,645円	A	費用控除後の配当等収益額 26,672円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 225,828,125円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,072,745,430円	C	収益調整金額 1,328,203,453円
D	分配準備積立金額 1,325,212,494円	D	分配準備積立金額 1,633,192,661円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,623,837,694円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,961,422,786円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,751,868,334口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 8,258,610,246口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 3,384円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 3,585円
H	1万口当たり分配金額 100円	H	1万口当たり分配金額 100円
I	分配金額（F × H / 10,000） 77,518,683円	I	分配金額（F × H / 10,000） 82,586,102円
（2024年 5月 8日から2024年 6月 5日までの計算期間）		（2024年11月 6日から2024年12月 5日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額2,748,445,757円（1万口当たり3,499円）のうち78,537,442円（1万口当たり100円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額2,860,296,074円（1万口当たり3,485円）のうち82,054,238円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 52,484円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 168,609,367円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,114,787,618円	C	収益調整金額 1,336,756,142円
D	分配準備積立金額 1,464,996,288円	D	分配準備積立金額 1,523,539,932円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,748,445,757円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,860,296,074円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,853,744,268口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 8,205,423,878口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 3,499円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 3,485円
H	1万口当たり分配金額 100円	H	1万口当たり分配金額 100円
I	分配金額（F × H / 10,000） 78,537,442円	I	分配金額（F × H / 10,000） 82,054,238円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第20特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第20特定期間末 (2024年 6月 5日)	第21特定期間末 (2024年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第20特定期間末 (2024年 6月 5日)	第21特定期間末 (2024年12月 5日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	396	794
投資証券	100,251,884	51,108,524
合計	100,252,280	51,107,730

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第21特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第20特定期間末 (2024年 6月 5日)	第21特定期間末 (2024年12月 5日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3241円 (13,241円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3069円 (13,069円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネーブルファンド(適格機関投資家専用)	3,969,436	3,977,374	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	3,969,436	3,977,374 100.0%	
		合計		3,977,374	
	投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	24,397.883	70,908,543.27
小計 銘柄数：1 組入時価比率：99.4%			24,397.883	70,908,543.27 (10,663,226,736) 100.0%	
合計				10,663,226,736 (10,663,226,736)	
合計				10,667,204,110 (10,663,226,736)	

(注) 2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2024年6月6日から2024年12月5日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第15期計算期間末 (2024年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	113,258	123,361
コール・ローン	9,794,482	5,294,140
投資信託受益証券	100	100
投資証券	359,422,723	336,167,285
派生商品評価勘定	-	137,746
未収入金	-	7,869,326
未収利息	2	15
流動資産合計	369,330,565	349,591,973
資産合計	369,330,565	349,591,973
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,111,440	-
未払金	128,403	41,786
未払収益分配金	315,987	291,847
未払解約金	-	3,889
未払受託者報酬	60,595	60,093
未払委託者報酬	1,514,891	1,502,297
その他未払費用	213,371	202,330
流動負債合計	6,344,687	2,102,242
負債合計	6,344,687	2,102,242
純資産の部		
元本等		
元本	315,987,018	291,847,300
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,998,860	55,642,431
（分配準備積立金）	44,192,575	42,689,691
元本等合計	362,985,878	347,489,731
純資産合計	362,985,878	347,489,731
負債純資産合計	369,330,565	349,591,973

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
営業収益		
受取利息	15,278	17,402
有価証券売買等損益	38,507,443	24,988,499
為替差損益	12,183,359	9,555,267
営業収益合計	26,339,362	15,450,634
営業費用		
支払利息	1,733	-
受託者報酬	60,595	60,093
委託者報酬	1,514,891	1,502,297
その他費用	539,006	501,349
営業費用合計	2,116,225	2,063,739
営業利益又は営業損失（ ）	24,223,137	13,386,895
経常利益又は経常損失（ ）	24,223,137	13,386,895
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,223,137	13,386,895
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,064,882	1,098,215
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,113,275	46,998,860
剰余金増加額又は欠損金減少額	143,789	1,237,610
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	143,789	1,237,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,100,472	4,590,872
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,100,472	4,590,872
分配金	315,987	291,847
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,998,860	55,642,431

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14期計算期間末（2024年 6月 5日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第15期計算期間末（2024年12月 5日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(追加情報)

当ファンドは、2024年10月22日の決議により、2025年3月6日付で当ファンドをESG投資とするため、運用の基本方針の変更、主要投資対象ファンドの入替、ならびにファンド名称を「アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）」とする変更を行います。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第15期計算期間末 (2024年12月 5日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	355,316,738円	315,987,018円
	期中追加設定元本額	1,286,536円	6,633,746円
	期中一部解約元本額	40,616,256円	30,773,464円
2.	計算期間末日における受益権の総数	315,987,018口	291,847,300口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額59,977,686円（1万口当たり1,898円）のうち315,987円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 12,488円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 15,469,124円 D 分配準備積立金額 44,496,074円 E 当ファンドの分配対象収益額 59,977,686円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 315,987,018口 G 1万口当たり分配対象収益額 1,898円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 10円 I 分配金額（F × H / 10,000） 315,987円	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額58,138,549円（1万口当たり1,992円）のうち291,847円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 14,453円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,020,046円 C 収益調整金額 15,157,011円 D 分配準備積立金額 39,947,039円 E 当ファンドの分配対象収益額 58,138,549円 （A+B+C+D） F 当ファンドの期末残存受益権口数 291,847,300口 G 1万口当たり分配対象収益額 1,992円 （E / F × 10,000） H 1万口当たり分配金額 10円 I 分配金額（F × H / 10,000） 291,847円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第15期計算期間末 (2024年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期計算期間末 (2024年 6月 5日)	第15期計算期間末 (2024年12月 5日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	34,727,077	12,651,642
合計	34,727,077	12,651,642

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第14期計算期間末（2024年 6月 5日）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	354,914,965	-	359,026,405	4,111,440
	米ドル	354,914,965	-	359,026,405	4,111,440
合計		354,914,965	-	359,026,405	4,111,440

第15期計算期間末（2024年12月 5日）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	331,522,818	-	331,385,072	137,746
	米ドル	331,522,818	-	331,385,072	137,746
合計		331,522,818	-	331,385,072	137,746

（注）時価の算定方法

1. 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
4. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期計算期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15期計算期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第14期計算期間末 （2024年 6月 5日）	第15期計算期間末 （2024年12月 5日）
1口当たり純資産額 1.1487円	1口当たり純資産額 1.1907円
(1万口当たり純資産額) (11,487円)	(1万口当たり純資産額) (11,907円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	100	100	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	100	100 100.0%	
		合計		100	
	投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	769.164	2,235,452.09
小計 銘柄数：1 組入時価比率：96.7%			769.164	2,235,452.09 (336,167,285) 100.0%	
合計				336,167,285 (336,167,285)	
合計				336,167,385 (336,167,285)	

(注) 2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15特定期間(2024年6月6日から2024年12月5日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14特定期間末 (2024年 6月 5日)	第15特定期間末 (2024年12月 5日)
資産の部		
流動資産		
預金	90,364	94,320
コール・ローン	6,083,172	3,716,975
投資信託受益証券	100	100
投資証券	142,262,203	133,940,437
派生商品評価勘定	-	54,762
未収入金	-	3,128,554
未収利息	1	11
流動資産合計	148,435,840	140,935,159
資産合計	148,435,840	140,935,159
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,609,056	-
未払金	103,200	25,304
未払収益分配金	282,822	271,722
未払解約金	2,224,717	-
未払受託者報酬	3,854	3,807
未払委託者報酬	96,389	95,174
その他未払費用	105,375	90,863
流動負債合計	4,425,413	486,870
負債合計	4,425,413	486,870
純資産の部		
元本等		
元本	141,411,451	135,861,473
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,598,976	4,586,816
（分配準備積立金）	4,381,895	7,398,852
元本等合計	144,010,427	140,448,289
純資産合計	144,010,427	140,448,289
負債純資産合計	148,435,840	140,935,159

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
営業収益		
受取利息	19,843	8,663
有価証券売買等損益	16,323,625	9,645,891
為替差損益	4,893,116	3,529,255
営業収益合計	11,450,352	6,125,299
営業費用		
支払利息	1,018	-
受託者報酬	26,666	23,689
委託者報酬	666,645	592,047
その他費用	404,354	398,319
営業費用合計	1,098,683	1,014,055
営業利益又は営業損失（ ）	10,351,669	5,111,244
経常利益又は経常損失（ ）	10,351,669	5,111,244
当期純利益又は当期純損失（ ）	10,351,669	5,111,244
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	96,801	57,379
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,695,984	2,598,976
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,056,659	40,660
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	991,379	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,280	40,660
剰余金減少額又は欠損金増加額	160,546	221,363
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	79,744	221,363
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,802	-
分配金	856,021	2,885,322
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,598,976	4,586,816

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14特定期間末（2024年 6月 5日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第15特定期間末（2024年12月 5日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(追加情報)

当ファンドは、2024年10月22日の決議により、2025年3月6日付で当ファンドをESG投資とするため、運用の基本方針の変更、主要投資対象ファンドの入替、ならびにファンド名称を「アムンディ・グローバル・サステナブル・バリュー・ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）（予想分配提示型）」とする変更を行います。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14特定期間末 (2024年 6月 5日)	第15特定期間末 (2024年12月 5日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	195,117,946円	141,411,451円
	期中追加設定元本額	6,187,213円	1,145,739円
	期中一部解約元本額	59,893,708円	6,695,717円
2.	特定期間末日における受益権の総数	141,411,451口	135,861,473口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
分配金の計算過程 （2023年12月 6日から2024年 1月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は22,717,439円（1万口当たり1,165円）ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額 1,112円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 15,264,775円 D 分配準備積立金額 7,451,552円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 22,717,439円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 194,844,896口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,165円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額（F × H / 10,000） 0円	分配金の計算過程 （2024年 6月 6日から2024年 7月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額15,539,015円（1万口当たり1,107円）のうち280,732円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 272円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 11,193,320円 D 分配準備積立金額 4,345,423円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 15,539,015円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 140,366,000口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,107円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 280,732円
（2024年 1月 6日から2024年 2月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は20,359,977円（1万口当たり1,165円）ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額 448円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 13,700,454円 D 分配準備積立金額 6,659,075円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 20,359,977円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 174,621,639口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,165円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額（F × H / 10,000） 0円	（2024年 7月 6日から2024年 8月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額15,121,712円（1万口当たり1,087円）のうち278,206円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 706円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 11,098,627円 D 分配準備積立金額 4,022,379円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 15,121,712円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 139,103,217口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,087円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 278,206円
（2024年 2月 6日から2024年 3月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は17,236,512円（1万口当たり1,166円）ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額 2,075円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 11,666,621円 D 分配準備積立金額 5,567,816円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 17,236,512円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 147,814,532口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,166円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額（F × H / 10,000） 0円	（2024年 8月 6日から2024年 9月 5日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額17,542,370円（1万口当たり1,274円）のうち688,304円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 1,732円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 2,851,050円 C 収益調整金額 10,986,431円 D 分配準備積立金額 3,703,157円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 17,542,370円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 137,660,819口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,274円 H 1万口当たり分配金額 50円 I 分配金額（F × H / 10,000） 688,304円

(2024年 3月 6日から2024年 4月 5日までの計算期間)		(2024年 9月 6日から2024年10月 7日までの計算期間)			
計算期間末における分配対象収益額16,686,177円(1万口当たり1,166円)のうち285,991円(1万口当たり20円)を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額20,164,307円(1万口当たり1,465円)のうち688,021円(1万口当たり50円)を分配金額としております。			
A	費用控除後の配当等収益額	11,605円	A	費用控除後の配当等収益額	1,797円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,315,368円
C	収益調整金額	11,298,926円	C	収益調整金額	10,992,248円
D	分配準備積立金額	5,375,646円	D	分配準備積立金額	5,854,894円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	16,686,177円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	20,164,307円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	142,995,528口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	137,604,264口
G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	1,166円	G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	1,465円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	50円
I	分配金額(F × H / 10,000)	285,991円	I	分配金額(F × H / 10,000)	688,021円
(2024年 4月 6日から2024年 5月 7日までの計算期間)		(2024年10月 8日から2024年11月 5日までの計算期間)			
計算期間末における分配対象収益額16,469,965円(1万口当たり1,146円)のうち287,208円(1万口当たり20円)を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額19,202,170円(1万口当たり1,415円)のうち678,337円(1万口当たり50円)を分配金額としております。			
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	11,441,488円	C	収益調整金額	10,851,152円
D	分配準備積立金額	5,028,477円	D	分配準備積立金額	8,351,018円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	16,469,965円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	19,202,170円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	143,604,031口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	135,667,525口
G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	1,146円	G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	1,415円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	50円
I	分配金額(F × H / 10,000)	287,208円	I	分配金額(F × H / 10,000)	678,337円
(2024年 5月 8日から2024年 6月 5日までの計算期間)		(2024年11月 6日から2024年12月 5日までの計算期間)			
計算期間末における分配対象収益額15,937,298円(1万口当たり1,127円)のうち282,822円(1万口当たり20円)を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額18,550,315円(1万口当たり1,365円)のうち271,722円(1万口当たり20円)を分配金額としております。			
A	費用控除後の配当等収益額	1,626円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	11,272,581円	C	収益調整金額	10,879,741円
D	分配準備積立金額	4,663,091円	D	分配準備積立金額	7,670,574円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	15,937,298円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	18,550,315円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	141,411,451口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	135,861,473口
G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	1,127円	G	1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000)	1,365円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額(F × H / 10,000)	282,822円	I	分配金額(F × H / 10,000)	271,722円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第14特定期間末 (2024年 6月 5日)	第15特定期間末 (2024年12月 5日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14特定期間末 (2024年 6月 5日)	第15特定期間末 (2024年12月 5日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	1,399,520	641,972
合計	1,399,520	641,972

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第14特定期間末（2024年 6月 5日）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	138,899,766	-	140,508,822	1,609,056
	米ドル	138,899,766	-	140,508,822	1,609,056
合計		138,899,766	-	140,508,822	1,609,056

第15特定期間末（2024年12月 5日）

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	131,801,264	-	131,746,502	54,762
	米ドル	131,801,264	-	131,746,502	54,762
合計		131,801,264	-	131,746,502	54,762

（注）時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14特定期間 自 2023年12月 6日 至 2024年 6月 5日	第15特定期間 自 2024年 6月 6日 至 2024年12月 5日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第14特定期間末 （2024年 6月 5日）	第15特定期間末 （2024年12月 5日）
1口当たり純資産額 1.0184円	1口当たり純資産額 1.0338円
(1万口当たり純資産額) (10,184円)	(1万口当たり純資産額) (10,338円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネー・プールファンド(適格機関投資家専用)	100	100	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	100	100 100.0%	
		合計		100	
	投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	306.461	890,679.86
小計 銘柄数：1 組入時価比率：95.4%			306.461	890,679.86 (133,940,437) 100.0%	
合計				133,940,437 (133,940,437)	
合計				133,940,537 (133,940,437)	

(注) 2025年3月6日から「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」は、「ファースト・イーグル・アムンディ・サステナブル・バリュー・ファンド」へ入替を行います。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型

2024年12月末日現在

資産総額	6,773,792,877円
負債総額	3,983,079円
純資産総額（ - ）	6,769,809,798円
発行済口数	2,804,858,369口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4136円
（1万口当たり純資産額）	（24,136円）

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型

2024年12月末日現在

資産総額	10,925,543,335円
負債総額	6,478,651円
純資産総額（ - ）	10,919,064,684円
発行済口数	8,213,754,203口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3294円
（1万口当たり純資産額）	（13,294円）

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）

2024年12月末日現在

資産総額	656,098,765円
負債総額	323,044,470円
純資産総額（ - ）	333,054,295円
発行済口数	290,153,296口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1479円
（1万口当たり純資産額）	（11,479円）

アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）

2024年12月末日現在

資産総額	265,867,936円
負債総額	131,266,523円
純資産総額（ - ）	134,601,413円
発行済口数	135,066,534口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9966円
（1万口当たり純資産額）	（9,966円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

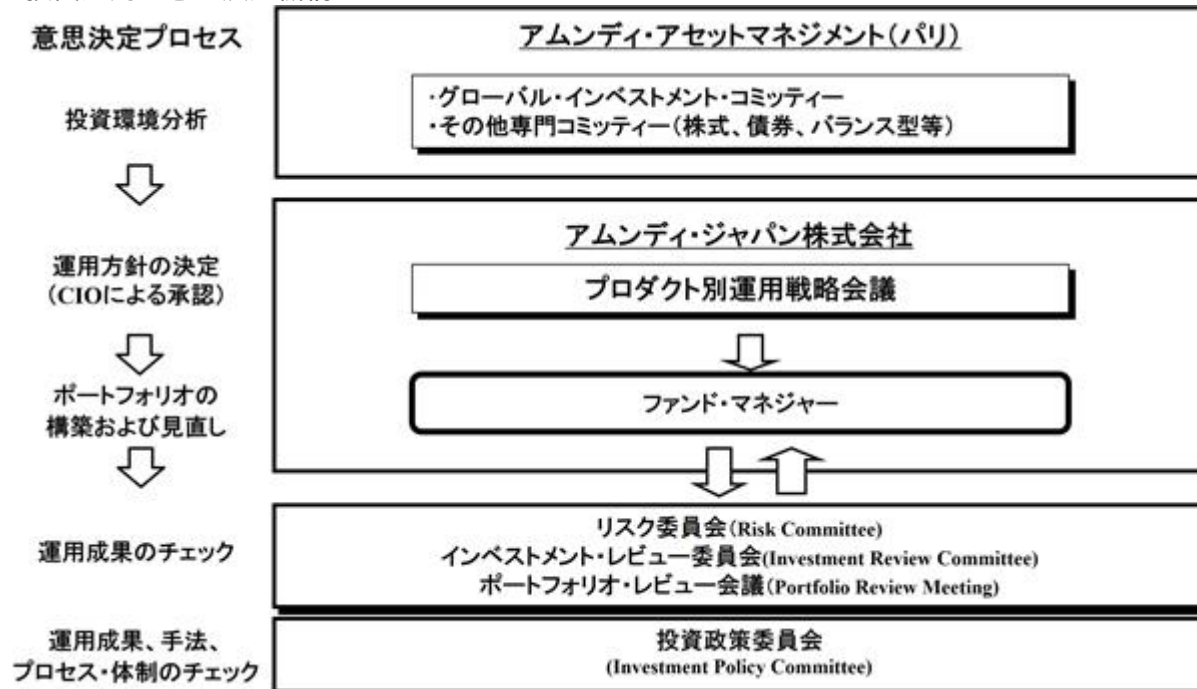
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・アセットマネジメント（パリ）では、グループCIOが主催し、債券、株式、米国、新興国等の部門のヘッド、チーフエコノミストなどが出席するグローバル・インベストメント・コミッティーで毎月、アムンディ・グループとしてのメイン・サブシナリオとトップダウンの投資方針（ハウス・ビュー）を決定します。
- ・プロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。なお投資環境急変時には臨時会合を招集します。
- ・個別資産における各運用戦略については、担当する部署でリード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定義したプロセスに則りポートフォリオの見直しを行い、リバランスを実施します。
- ・リスク委員会（月次開催）で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。またインベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとにより詳細な運用状況を報告、内容について精査します。さらにリスクマネジメント部と運用部の間で行う、ポートフォリオ・レビュー会議（四半期毎開催）では、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、投資戦略の導入、重大な変更に関する討議を行い、承認します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2024年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	32,930
追加型株式投資信託	109	2,854,697
合 計	121	2,887,626

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度に係る中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 42 期 (2022年 12月 31日)		第 43 期 (2023年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		8,294,288		9,546,932
前払費用		59,040		60,747
未収入金		71,580		29,370
未収委託者報酬		1,347,441		1,961,694
未収運用受託報酬		1,178,005		1,117,471
未収投資助言報酬		5,005		7,182
未収収益	*1	817,505	*1	982,787
未収消費税等		7,297		-
立替金		93,950		46,947
その他		1,653		1,425
流動資産合計		11,875,763		13,754,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	471,396	*2	439,217
器具備品(純額)	*2	172,836	*2	147,366
有形固定資産合計		644,232		586,583
無形固定資産				
ソフトウェア		33,316		22,005
ソフトウェア仮勘定		-		17,464
のれん		487,317		433,171
商標権		10		-
無形固定資産合計		520,643		472,640
投資その他の資産				
金銭の信託		905		941
投資有価証券		85		1,086
長期差入保証金		237,578		233,498
ゴルフ会員権		60		-
繰延税金資産		217,588		271,850
投資その他の資産合計		456,216		507,375
固定資産合計		1,621,091		1,566,598
資産合計		13,496,854		15,321,153

(単位：千円)

	第 42 期 (2022年 12月 31日)	第 43 期 (2023年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	219,727	191,778
未払償還金	686	686
未払手数料	596,062	797,813
その他未払金	*1 331,277	*1 332,129
未払費用	*1 185,049	*1 226,017
未払法人税等	185,812	629,616
未払消費税等	-	187,657
賞与引当金	593,379	695,745
役員賞与引当金	156,043	135,058
流動負債合計	2,268,036	3,196,499
固定負債		
退職給付引当金	131,781	82,041
賞与引当金	39,185	38,183
役員賞与引当金	137,054	102,113
資産除去債務	146,388	147,505
固定負債合計	454,409	369,842
負債合計	2,722,444	3,566,341
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	8,388,125	9,368,502
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	6,788,125	7,768,502
利益剰余金合計	8,498,217	9,478,594
株主資本合計	10,774,486	11,754,863
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76	51
評価・換算差額等合計	76	51
純資産合計	10,774,410	11,754,812
負債純資産合計	13,496,854	15,321,153

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 42 期 (自2022年 1月 1日 至2022年 12月 31日)	第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6,089,760	7,179,472
運用受託報酬	2,341,981	2,924,833
投資助言報酬	15,131	20,846
その他営業収益	1,791,854	1,816,212
営業収益合計	10,238,726	11,941,363
営業費用		
支払手数料	3,449,648	3,968,977
広告宣伝費	47,161	39,432
調査費	728,968	768,412
委託調査費	350,447	565,189
委託計算費	16,595	17,347
通信費	18,472	17,751
印刷費	38,134	49,466
協会費	19,436	18,395
営業費用合計	4,668,861	5,444,970
一般管理費		
役員報酬	216,331	172,050
給料・手当	2,158,899	2,159,126
賞与	7,939	2,721
役員賞与	11,033	35,608
役員退職金	-	3,167
交際費	4,137	12,602
旅費交通費	40,328	61,287
租税公課	67,664	89,355
不動産賃借料	237,303	165,237
賞与引当金繰入	579,000	667,679
役員賞与引当金繰入	162,843	147,109
退職給付費用	161,009	108,439
固定資産減価償却費	79,914	75,981
商標権償却	60	10
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	299,037	304,644
諸経費	465,233	351,496
一般管理費合計	4,544,878	4,410,657
営業利益	1,024,987	2,085,736
営業外収益		
受取配当金	4,140	-
有価証券売却益	114	-
役員賞与引当金戻入額	552	83,028
賞与引当金戻入額	1,667	36,929
受取利息	4	4
為替差益	46,617	88,564
雑収入	10,824	4,736
営業外収益合計	63,917	213,261
営業外費用		
雑損失	9,159	505
営業外費用合計	9,159	505
経常利益	1,079,745	2,298,492
特別損失		
固定資産除去損	43,881	-
資産除去債務履行差額	1,414	-
特別損失合計	45,295	-
税引前当期純利益	1,034,451	2,298,492
法人税、住民税及び事業税	342,822	752,389

*1

法人税等調整額	66,651	54,274
法人税等合計	409,473	698,115
当期純利益	624,977	1,600,377

（３）【株主資本等変動計算書】

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,863,148	8,573,240	10,849,509
当期変動額					
剰余金の配当			700,000	70,000	700,000
当期純利益			624,977	624,977	624,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			75,023	75,023	75,023
当期末残高	110,093	1,600,000	6,788,125	8,498,217	10,774,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	406	406	10,849,915
当期変動額			
剰余金の配当			700,000
当期純利益			624,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	482	482	482
当期変動額合計	482	482	75,505
当期末残高	76	76	10,774,410

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,788,125	8,498,217	10,774,486
当期変動額					
剰余金の配当			620,000	620,000	620,000
当期純利益			1,600,377	1,600,377	1,600,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			980,377	980,377	980,377
当期末残高	110,093	1,600,000	7,768,502	9,478,594	11,754,863

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	76	76	10,774,410
当期変動額			
剰余金の配当			620,000
当期純利益			1,600,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	25
当期変動額合計	25	25	980,402
当期末残高	51	51	11,754,812

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）を当期首から適用しております。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

第42期（2022年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益	620,330	千円
その他未払金	115,050	千円
未払費用	64,076	千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	16,392	千円
器具備品	92,503	千円

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益	782,559	千円
------	---------	----

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	48,571	千円
器具備品	123,877	千円

（損益計算書関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

*1. 固定資産除去損の内訳

建物	33,039	千円
器具備品	10,841	千円
	43,881	千円

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700,000	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	利益剰余金	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(リース取引関係)

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
1年内	201,349 千円	199,590 千円
1年超	513,619 千円	314,028 千円
合計	714,968 千円	513,619 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237,578	229,227	8,351
資産計	237,578	229,227	8,351

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	233,498	225,235	8,263
資産計	233,498	225,235	8,263

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第42期（2022年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	229,227	-	229,227
資産計	-	229,227	-	229,227

第43期（2023年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	225,235	-	225,235
資産計	-	225,235	-	225,235

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券

第42期(2022年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,100	990	110
	小計	1,100	990	110
合計		1,100	990	110

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第43期(2023年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,027	73
	小計	2,100	2,027	73
合計		2,100	2,027	73

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

４．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	1,114	114	-

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	113,368	131,781
退職給付費用	123,909	71,059
退職給付の支払額	-	14,145
制度への拠出額	105,496	106,654
退職給付引当金の期末残高	131,781	82,041

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	770,786	826,162
年金資産	660,903	758,710
	109,883	67,452
非積立型制度の退職給付債務	21,898	14,589
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	131,781	82,041
退職給付に係る負債	131,781	82,041
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	131,781	82,041

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 123,909千円 当事業年度 71,059千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,100千円、当事業年度37,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	- 千円	18,984 千円
未払費用否認額	48,029 千円	55,275 千円
繰延資産償却額	5,196 千円	4,459 千円
未払事業税	15,219 千円	34,322 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	193,691 千円	224,729 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	40,690 千円	22,347 千円
減価償却資産	174 千円	128 千円
資産除去債務	44,824 千円	45,166 千円
その他有価証券評価差額金	34 千円	22 千円
未払事業所税	2,735 千円	2,745 千円
その他	7,298 千円	588 千円
繰延税金資産小計	357,890 千円	408,765 千円
評価性引当額	110,180 千円	96,015 千円
繰延税金資産合計	247,709 千円	312,750 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	30,122 千円	40,900 千円
繰延税金負債合計	30,122 千円	40,900 千円
繰延税金資産の純額	217,588 千円	271,850 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.10%	
評価性引当金額	0.11%	
過年度法人税等	0.21%	
住民税均等割等	0.14%	
その他	1.83%	
税効果会計適用後の法人税などの負担率	39.58%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
期首残高	112,815 千円	146,388 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	143,757 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,233 千円	1,118 千円
資産除去債務の履行による減少額	111,417 千円	- 千円
期末残高	146,388 千円	147,505 千円

（収益認識関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	6,089,760	-	6,089,760
運用受託報酬	2,162,526	179,454	2,341,981
投資助言報酬	15,131	-	15,131
その他営業収益	1,791,854	-	1,791,854
合計	10,059,272	179,454	10,238,726

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	7,179,472	-	7,179,472
運用受託報酬	2,707,597	217,235	2,924,833
投資助言報酬	20,846	-	20,846
その他営業収益	1,816,212	-	1,816,212
合計	11,724,127	217,235	11,941,363

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）及び第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
6,925,622	1,478,347	1,737,776	96,981	10,238,726

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
8,187,590	2,046,803	1,602,304	104,665	11,941,363

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	役員の兼任あり	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	281,318	未収運用受託報酬	180,835
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	1,053,550	未収収益	620,330
								委託調査費等の支払など *2	48,822	その他未払金	131,746

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	867,265	未収運用受託報酬	211,919
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	597,396	未収収益	112,124
	アムンディ・インターミディエーション	フランス パリ市	15,713 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	投資サービスの提供	運用受託報酬 *1	356,203	未収運用受託報酬	273,550

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス・パリ市	1,143,616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	555,981	未収運用 受託報酬	223,246
							情報提供、コンサル ティング料(そ の他営業収益) *1	975,845	未収収益	782,559

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	923,902	未収運用 受託報酬	269,929

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	4,489.34 円	4,897.84 円
1株当たり当期純利益金額	260.41 円	666.82 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
当期純利益（千円）	624,977	1,600,377
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	624,977	1,600,377
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		7,819,483
前払費用		92,161
未収入金		27,990
未収委託者報酬		2,359,482
未収運用受託報酬		968,997
未収投資助言報酬		10,279
未収収益		800,827
立替金		47,455
その他		1,204
流動資産合計		12,127,883
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		423,123
器具備品(純額)		132,211
有形固定資産合計		555,335
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		36,939
のれん		406,097
無形固定資産合計		443,036
投資その他の資産		
金銭の信託		1,500,063
投資有価証券		1,000
長期差入保証金		233,133
繰延税金資産		239,722
投資その他の資産合計		1,973,920
固定資産合計		2,972,292
資産合計		15,100,176

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	217,044
未払償還金	686
未払手数料	1,055,784
その他未払金	290,201
未払費用	464,333
未払法人税等	565,375
未払消費税等	204,668
賞与引当金	360,217
役員賞与引当金	107,275
流動負債合計	3,265,588
固定負債	
退職給付引当金	15,917
賞与引当金	36,989
役員賞与引当金	99,288
資産除去債務	148,068
固定負債合計	300,263
負債合計	3,565,852
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
資本剰余金合計	1,076,268
利益剰余金	
利益準備金	110,092
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,547,918
利益剰余金合計	9,258,011
株主資本合計	11,534,279
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	44
評価・換算差額等合計	44
純資産合計	11,534,324
負債純資産合計	15,100,176

(2) 中間損益計算書

		(単位：千円)
		当中間会計期間
		(自 2024年 1月 1日
		至 2024年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,809,533
運用受託報酬		2,442,168
投資助言報酬		13,801
その他営業収益		946,885
営業収益合計		8,212,389
営業費用		4,438,368
一般管理費	*1	2,112,476
営業利益		1,661,544
営業外収益	*2	166,918
営業外費用	*3	232
経常利益		1,828,230
税引前中間純利益		1,828,230
法人税、住民税及び事業税		516,727
法人税等調整額		32,085
法人税等合計		548,812
中間純利益		1,279,417

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,500,000	1,500,000	1,500,000
中間純利益			1,279,417	1,279,417	1,279,417
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計			220,582	220,582	220,582
当中間期末残高	110,092	1,600,000	7,547,918	9,258,011	11,534,279

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	50	50	11,754,811
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,500,000
中間純利益			1,279,417
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	95	95	95
当中間期変動額合計	95	95	220,487
当中間期末残高	44	44	11,534,324

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2024年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	203,695千円
無形固定資産	197,557千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	31,811千円
無形固定資産	33,214千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

従業員賞与引当金戻入額	107,411千円
為替差益	56,737千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

有価証券売却損	41千円
雑損失	191千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(リース取引関係)

当中間会計期間末（2024年 6月30日）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	198,333	千円
1年超	214,861	千円
合計	413,195	千円

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,500,063	1,500,063	-
長期差入保証金	233,133	221,755	11,378
資産計	1,733,197	1,721,819	11,378

(注) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	-	1,500,063	-	1,500,063
資産計	-	1,500,063	-	1,500,063

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	-	221,755	-	221,755
資産計	-	221,755	-	221,755

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2024年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,500,000	1,500,063	63
	小計	1,500,000	1,500,063	63
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,000	1,000	-
	小計	1,000	1,000	-
合計		1,501,000	1,501,063	63

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（2024年 6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	147,505千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	563千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	148,068千円

（収益認識関係）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	4,809,533	-	4,809,533
運用受託報酬	1,435,014	1,007,154	2,442,168
投資助言報酬	13,801	-	13,801
その他営業収益	946,885	-	946,885
合計	7,205,234	1,007,154	8,212,389

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
6,241,843	1,188,658	722,570	59,316	8,212,389

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客との守秘義務契約により開示ができないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1株当たり純資産額 4,805円96銭

1株当たり中間純利益 533円09銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 1,279,417千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 1,279,417千円

期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

株式会社足利銀行、ぐんぎん証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。詳しくは販売会社にお問合せください。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、各ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月21日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型の2024年6月6日から2024年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型の2024年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型の2024年6月6日から2024年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型の2024年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月21日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）の2024年6月6日から2024年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 年2回決算型（為替ヘッジあり）の2024年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月21日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）の2024年6月6日から2024年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・グローバル・ストラテジー株式ファンド 毎月決算型（為替ヘッジあり）の2024年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月29日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。